令和3年 第2回定例会

喜界町議会会議録

令和3年6月9日 開会 令和3年6月17日 閉会

喜界町議会

令和3年第2回定例会会議録目次

第	1 5	号(6月	19日) (水曜日)	
	1,	、開	숲	5
	1,	開	議	5
	1,	、会議翁	禄署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
)決定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	1,	諸般の)報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	1,	. 行政報	及告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	1,	. 一般質	賃問 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
			1. 土岐和貴議員	7
			【子育て支援充実について】	
			【新型コロナワクチンの安全性について】	
			【子ども達の熱中症対策について】	
			2. 良岡理一郎議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17
			【新型コロナウイルス感染症対策について】	
			【フェリー運航の改善について】	
			【男女共同参画基本計画の進捗状況について】	
			3. 幸 一美議員	40
			【公共下水道事業について】	
			4. 生島常範議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	44
			【身障者や高齢者に優しいまちづくりについて】	
			【一般廃棄物最終処分場建設について】	
			【「喜界島らしい教育」について】	
	1,	、承認第	93~8号上程 ······	56
		(説明	月、質疑、討論、採決)	
	1,	、承認第	9 号上程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
			月、質疑、討論、採決)	
	1,	、承認第	910号上程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	59
			月、質疑、討論、採決)	
	1,	報告第	§3~5号上程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	60
			表報告)	
	1,	、議案第	第25号上程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	61
			受理由説明、質疑、委員会付託)	
	1,	、議案第	526~27号上程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	61
			至理由説明、質疑、委員会付託)	
	1,	. 議案第	第28号上程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	62
		(提案	聲 理由説明、質疑、討論、採決)	

1、議案第29号上程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	64
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、陳情第1~2号上程 ·····	65
(委員会付託)	
1、散 会	65
第2号(6月17日) (木曜日)	
1、開 議	68
1、各常任委員長報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	68
(議案第25号)	
1、総務文教常任委員長報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	71
(議案第26号~27号)	
1、総務文教常任委員長報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	72
(陳情第2号)	
1、発議第1号上程 ······	73
(質疑、討論、採決)	
1、発委第1号上程 ······	74
(質疑、討論、採決)	
1、発委第2号上程 ······	75
(質疑、討論、採決)	
1、議員派遣の件について	75
1、常任委員会の閉会中の継続審査の件について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
1、閉 会	76

令和3年第2回喜界町議会定例会

令和3年6月議会

令和3年第2回喜界町議会定例会会期日程 6月9日開会~6月17日閉会 会期9日間

月	目	曜	会議・休会 その他	日程	備考
	9	水	本会議(開 会)	一般質問・議案上程	
	10	木	常任委員会	付託議案審査	
	11	金	休会		
	12	\oplus	休日		
6	13		休日		
	14	月	休会		
	15	火	休会		
	16	水	休会		
	17	木	最終本会議	委員長報告・他	

令和3年第2回喜界町議会定例会

令和3年6月9日

(第1日)

令和3年第2回喜界町議会定例会 令和3年6月9日(水曜日) 午前9時30分開議

- 1. 議事日程(第1号)
 - ○日程第1 会議録署名議員の指名
 - ○日程第2 会期の決定
 - ○日程第3 諸般の報告
 - (1) 議長報告
 - ○日程第4 行政報告
 - ○日程第5 一般質問

通告順

1. 土岐和貴君

【子育て支援充実について】

【新型コロナワクチンの安全性について】

【子ども達の熱中症対策について】

2. 良岡理一郎君

【新型コロナウイルス感染症対策について】

【フェリー運航の改善について】

【男女共同参画基本計画の進捗状況について】

3. 幸 一美君

【公共下水道事業について】

4. 生島常範君

【身障者や高齢者に優しいまちづくりについて】

【一般廃棄物最終処分場建設について】

【「喜界島らしい教育」について】

- ○日程第6 承認第3号 令和2年度喜界町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について
- ○日程第7 承認第4号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決 処分について
- ○日程第8 承認第5号 令和2年度喜界町介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分 について
- ○日程第9 承認第6号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専 決処分について
- ○日程第10 承認第7号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の 専決処分について

○日程第11 承認第8号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専 決処分について ○日程第12 承認第9号 令和3年度喜界町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について ○日程第13 承認第10号 喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について ○日程第14 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について(一般会計) ○日程第15 報告第4号 事故繰越し繰越計算書について(一般会計) ○日程第16 報告第5号 繰越計算書について(水道事業会計) ○日程第17 議案第25号 令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号)について ○日程第18 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について ○日程第19 議案第27号 喜界町固定資産評価審査委員会条例及び喜界町職員の服務の宣誓に 関する条例の一部を改正する条例について ○日程第20 議案第28号 令和3年度第1回電算用関連機器共同調達の物品売買契約について ○日程第21 議案第29号 小型動力ポンプ付水槽車の物品売買契約の締結について ○日程第22 陳情第1号 島外への治療費、検査の為の渡航費に関する陳情について ○日程第23 陳情第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを はかるための、2022年度政府予算にかかる意見書採択の陳情につい

7

1. 出席議員(12名)

議席番号		氏		名		諄	養席番号		氏		名	
1番	土	岐	和	貴	君		2番	米	田	信	也	君
3番	生	島	常	範	君		5番	倉	橋	博	都	君
6番	榮		優	太	君		7番	野	間	弘	也	君
8番	良	岡	理-	一郎	君		9番	加	上	弘	仁	君
10番	幸		_	美	君		11番	生	駒		弘	君
12番	安	田	英沙	欠郎	君		13番	榮		哲	治	君

- 1. 欠席議員(0名)
- 1. 出席事務局職員

事務局長來 和法君 事務局長補佐竹內 功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名 氏 名 職 名 氏 名 町 長 徳 悦 男 君 副 町 長 金 江 茂 君教 育 長 久 保 康 治 君 総務 課 長 吉 沢 伸 一 君町民税務課長 富 充 弘 君 企画観光課長 中 村 幸 雄 君保健福祉課長 吉 行 進 君 税 対 策 監 岩 松 利 和 君農業振興課長 武 藤 裕 和 君 まちづくり課長 徳 勝 志 君教委事務局長 菊 地 典 子 君 会計管理者 竹 内 功 君喜界分署長 徹 島 一 秀 君 あゆみ幼稚園長 乾 みち子 君

△ 開 会 午前 9時30分

〇議長(榮 哲治君)

おはようございます。ただいまから、令和3年第2回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

〇議長(榮 哲治君)

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(榮 哲治君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、幸 一美君及び生駒 弘君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

〇議長(榮 哲治君)

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から17日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (榮 哲治君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から17日までの9日間に決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

〇議長(榮 哲治君)

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。 3 点あります。

1点目、4月26日、鹿児島市の自治会館において県内市町村の首長や議会議長に対する2021 年度県政説明会が行われました。県政の概要を市町村に説明し、県政の円滑な推進を図るのが 目的であります。

塩田知事が挨拶の中で、新型コロナ対策について、県民の安全安心の確保と経済対策の両立 を図ると強調し、また、奄美の世界自然遺産登録に向けた各種施策の着実な推進を掲げました。 その後、担当部長が新型コロナウイルスへの対応策など、本年度の県政当初予算に盛り込んだ 主要政策について説明が行われました。

2点目、5月10日、サンプラザ天文館において、鹿児島県離島振興町村議会議長会の研修会

及び臨時総会がありました。

研修会では、鹿児島県総合政策部離島振興課課長の大西千代子氏が鹿児島の島々の魅力と振 興施策について講演されました。内容は、離島の位置づけと離島振興施策について話されまし た。

引き続き行われた臨時総会では役員の選任が行われ、会長に南種子議会議長の広浜氏、副会 長に龍郷町議会議長の前田氏、幹事に長島町の議会議長の林氏が就任しました。

3点目、5月11日、鹿児島市の川商ホールにおいて、鹿児島県町村議会議員研修会が開催されました。

本町からの出席者は、前日に鹿児島入りをしていた私と安田氏、野間氏の3人でありました。 他の議員の皆さんは当日鹿児島入りの予定でありましたが、喜界空港周辺が悪天候のために欠 航となり出席できませんでした。

開会挨拶の後、外交ジャーナリストで作家の手嶋龍一氏が、バイデン政権の東アジア外交と 日米同盟、中国の攻勢にどう応じるかについて講演されました。台湾海峡の平和と安定の重要 性を強調するバイデン政権の対中政策を打ち出し、また、対日政策として、TPPへの参加表 明、パリ協定復帰について講演されました。

休憩を挟み、NPO法人ソフトボールドリーム理事長、宇津木妙子氏が「夢の実現、努力は 裏切らない」について講演がありました。

宇津木氏は、1985年に現役引退後、日立高崎の監督に就任し、当時三部だったチームを一部で優勝するまでのチームに育て上げました。1997年に女性初の日本代表監督に就任し、2000年シドニー五輪で銀メダル、2004年アテネ五輪では金メダル確実と期待されましたが、銅メダルに終わり、その年には日本代表監督を退任し、4年後の北京五輪では、教え子たちが念願の金メダルを獲得しました。現在は2011年に設立したNPO法人ソフトボールドリームを設立し、後進の育成や競技の普及に尽力している。奄美にも指導のために訪れているとのことで、要請があればどこへでも行くとのことでありました。ぜひとも本町に呼んで、ソフトボールの指導はもとより、宇津木氏の情熱あふれる講演を町民や子供たちに聞かせたいと思いました。

以上です。

以上で諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

〇議長 (榮 哲治君)

日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申出がありますので、これを許可します。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

〇町長(隈崎悦男君)

議員の皆様、そして傍聴席の皆様、また、インターネットで御覧の皆様、おはようございま す。行政報告を申し上げます。ここではマスクを外させていただきます。

今回は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対応についての報告を申し上げます。

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大、第4波により、3回目の緊急事態宣言が発出され、現在も延長が続いております。感染力の強い変異株への置き換わりが進み、感染者の急激な増加や若い人の重症化が見られ、医療提供体制が逼迫する地域もあります。奄美群島内においても感染が確認され、クラスターと判断される事例が発生し、飲食店では時短営業の措置が取られ、経済への大きな影響が出ているところでございます。このような第4波の中、本町では、現時点では感染者は確認されておりません。町民の皆様一人一人が感染防止への意識を高く持ち、感染防止対策を徹底されていることに対し、深く感謝を申し上げます。

それでは、本町における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の現状と今後の計画について御報告申し上げます。

まず、ワクチン接種が2回まで終了している医療従事者及び消防職員が132名、高齢者施設入所者及び施設職員が229名でございます。65歳以上の高齢者への集団接種につきましては、1回目の接種は今月の6月23日から自然休養村管理センターで開始し、7月末までには2回目の接種を終了する予定でございます。現在、予約を集約しまして、個人ごとの日程の調整を行っております。接種日時の通知につきましては、今月15日以降、はがきで通知いたします。郡内の自治体と比べまして、接種開始日が遅れていることにつきましては、できるだけ多くの方に接種していただくために、本町では、先着順ではなく集落ごとに日程を決めることにより、バスでの送迎も可能となる方法を選んでおります。

16歳から64歳の方への接種計画につきましては、8月の下旬から基礎疾患のある方を優先に、順次接種を開始いたします。予約の方法は、LINEやホームページからのオンライン予約を中心に、保健福祉課窓口や電話での予約も受け付ける予定でございます。

町民の皆様へは、随時、防災行政無線やホームページで情報提供をしてまいりますが、ワクチン接種につきましては、受ける方の同意なく接種が行われることはありません。職場や周りの方々に、接種を受ける、受けないを強制したり、接種に関しての差別的な対応をすることがないよう、皆様の御配慮をよろしくお願いしたいと思っております。

以上、このような形で、現在作業を進めていますことを説明申し上げ、行政報告といたします。

〇議長 (榮 哲治君)

以上で行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

〇議長(榮 哲治君)

日程第5、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

子育て支援充実についてほか2件、土岐和貴君の発言を許可します。

土岐和貴君。

[土岐和貴君登壇]

〇1番(土岐和貴君)

皆様おはようございます。

本日も感染予防対策でマスクを着用しておりますが、質問の間は外して対応したいと思って おります。

今回は、町民の代表として選んでいただき2回目の一般質問でございます。私は新人ではありますが、広報委員にも選ばれ、議会だより1冊目の担当もさせていただきました。議会内容、議員活動を知っていただける議会だより、今まで以上に町民の皆様に分かりやすく伝わるものを目指して、委員の皆様と試行錯誤を繰り返し取り組んでまいります。今回は初めての試みでもあるアンケート用紙も配布しております。本町に暮らす町民皆様の思いを正しく理解し、分析し、行政に思いを届けていきます。

今回の質問の内容ですが、町民の不安、不満、願い、要望を調査していく中で、住民福祉の 向上に寄与できるように幾つか質問していきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、質問に移っていきたいと思います。

1、子育で支援充実に向けて、3月定例会にて出産時宿泊時等は、1泊5,000円以内で出産 日または出産予定日前31日分を限度とし、併せて旅費基本額を助成すると原案可決されました が、その中で出産を経験している女性の方々から、出産は予定日より遅れることが多くあると の意見をいただいております。

3月定例会での質問でも、出産前後の妊産婦の精神的負担軽減のお話をしましたが、ただでさえやりくりしながら出産に臨んでいる中で、いいところに泊まりたいわけではなく、少しでも手出しを抑えて出産に臨んでいる御家族がほとんどではないでしょうか。旅費基本額は後から戻ってきますが、手出し費用を考えると、少しでも安い場所、ウィークリーを考えるのが一般的ではないでしょうか。 1 泊3,000から5,000円にアップはもちろんうれしいことではありますが、経済面の負担軽減にはつながらないのではないかと思います。

ここで質問1です。出産は予定日より遅れることも多くあります。安心した環境や心境で出産に臨めるためにも女性の意見を傾聴していく必要があると思います。予定日前31日分の限度を見直してほしいと女性の方々が強く希望されていますが、見解を伺います。

〇議長 (榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

〇町長 (隈崎悦男君)

それでは、ただいまの土岐議員の出産時宿泊費の助成の日数は見直しできないかということ についてお答えいたします。

出産時の宿泊助成日数につきましては、当初正規の出産となる37週以降の期間である28泊で設定しておりましたが、その後、出産予定日28日以内の航空機搭乗については医師の診断書が必要となったことなどにより、平成27年度から宿泊助成日数を31泊に延長しているところでございます。

31泊を超えた妊産婦の実績につきましては、平成30年が5名、それから令和元年が1名、令和2年が6名となっており、実情としましては2日から3日の延長が多く、7日以上の延長理由としましては、台風や新型コロナウイルス感染症対策で医療機関から早めの待機を勧められ

たり、また、出産前の一時的な入院後、一時帰島することにより滞在することを選択したため などとなっておるようでございます。

このような事情を勘案し、現在、宿泊日数の見直しを検討しているところでございます。本町における特殊な事情を考慮し、できるだけ妊産婦の経済的負担の軽減に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〇議長 (榮 哲治君)

土岐和貴君。

〇1番(土岐和貴君)

今、町長からありましたが、検討するということなので、引き続き女性に優しいまちづくり について取り組んでいただきたいと思います。

ここで一つ提案材料として聞いていただきたいのですが、今まで出産を経験されている御家 族の旅費基本額のデータを基に調査して、最低限手出しをなくし、事前に申請すれば最低限度 の基本額は出産前に受け取ることは可能ではないかと考えております。

なぜこのように考えるのか。若い世代の御家族がこれから島外での出産を経験する中、収入も安定しない中で、一子目や二子目のことを意識できるでしょうか。メリット1、経済面精神面ともに負担の軽減につながり、安心して出産に臨める。メリット2、出産前に受け取ることができれば、金銭的余裕もでき、御家族がいつでも駆けつけられる環境も整うのではないか。メリット3、女性に優しいまちづくりに力を入れることで、Uターンにもつながるのではないか。

そして、デメリット1、旅費基本額を下回った場合、返金などの作業も考えられる。デメリット2、奄美、鹿児島他地域での出産の場合で旅費基本額が違うので、幾つかのパターンを考えなければならない。

このことを踏まえて、この提案材料について、もし意見やお考えがあればお聞かせください。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

自席から答弁させていただきます。

先ほども私のほうで答弁したんですが、ただいま議員がおっしゃいました件につきまして検討に入っております。今言われた、いろんな方法とか、支給方法とか、それも検討の中で出てくるかと思います。この場でこれがいいとか、あれがいいとか、まだ私のほうでは申し上げられませんが、支給できるような方向性で、今調、検討に入っておりますことを御理解いただきたいと思います。

〇議長 (榮 哲治君)

土岐和貴君。

〇1番(土岐和貴君)

ここで、一部の出産経験者の御意見等いただいているので、一つ紹介したいと思います。 喜界島から奄美までの旅費のことについてですが、出産してすぐの場合、赤ちゃんが生まれ たすぐの場合と退院、2回とも家族が来てくれるところも多いと思いますが、家族が多くなると、全員で生まれたときと退院のとき2回とも行ける家庭は少ないのではないでしょうか。赤ちゃんを抱っこして、たくさんの荷物を持って帰らないといけないので、帰りになるべく家族に来てもらうパターンを選ぶ家庭が多いと私は思います。でも、赤ちゃんが生まれてすぐ家族がいないつらさ、本当に寂しいです。そういう寂しい思いをしているお母さんのために、1回分でもパパ分でも旅費が出たら喜ばれるのではないかと私は考えますという意見もいただいております。

「きらりと輝く若い世代を後押しする」施策方針を実現していくためにも、実際に経験している女性の意見や思いを、これからも傾聴していく必要があると思います。いろんな考えがあり、全てを実現していくことは難しいことではありますが、多くある意見の中で、妊産婦が求めていることの根本を見いだしていき、課題解決に向けて本町全体で取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2、新型コロナワクチンの安全性について。

先日、保健福祉課にワクチンの件でお話しした際、厚生労働省の考えの下、実施しているということだったので、私も今回は厚生労働省のホームページに記載されている事実ベースでお話ししたいと思います。

内容としましては、厚生労働省のホームページにて、第59回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第6回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同開催)での会議の資料の中でファイザー社ワクチンの審議結果が出ておりました。配付しております参考資料がありますので、まず、①を見ていただきたいと思っております。この審議結果なんですけど、令和3年2月12日、審議結果の内容ははしょって説明します。

本品目については、令和3年2月11日に開催された医薬品第2部会において、医薬品医療機器等法第14条の3第1項の規定による特例承認の可否について審議された。その結果、下記の承認条件が付されることを前提として、承認して差し支えないものとされ、薬事・食品衛生審議会、薬事分科会に報告することとされました。

本品目は、生物由来製品及び特定成分由来製品のいずれにも該当せず、再審査期間8年、原 体及び製剤は、いずれも劇薬に該当するとされました。

ここでまず触れていきたいんですが、劇薬というものなんですが、内服や注射をして体内に 吸収された場合に、人や動物に副作用などの危害を起こしやすい毒性・劇性の強い医薬品のこ とです。薬事法に基づいて厚生労働大臣が指定しております。

次に、特例承認の件なんですが、健康被害の拡大を防ぐために他国で販売されている日本国 内未使用の新薬、通常よりも簡略化された手続で承認し、使用を認めるということでした。

この特例承認にも幾つかの条件があります。健康被害が甚大である、まん延の可能性があるなど緊急の対応が必要な場合、そして、特例承認以外に適切な方法がない場合、特例承認対象の新薬が日本と同じ水準の承認制度を持った国で販売・使用されることと厚生労働省のホームページにも記載されておりました。この特例承認ということは、緊急時のみ許可が下りている

ワクチンということも踏まえて今後も考えていかなければいけないと私は思っております。

そして、配付資料②を見ていただきたいのですが、ここでは、新型コロナワクチン予防接種についての説明書、こちらも厚生労働省のホームページに載っておりました。新型コロナウイルスワクチン接種についてや、ワクチンの効果と投与方法、予防接種を受けるに当たり注意が必要な人などが書かれております。

まず、私が線を引いているところに注目してほしいのですが、本ワクチンは12歳以上の方が対象ですとなっております。これは、6月に入って新しく変わったのですが、今までは、16歳以上となっていて、16歳未満の人に対する有効性、安全性は、まだ明らかになっていませんということでしたが、ここは12歳以上に変更になっております。

次に、もう一つ線を引いている場所、現時点では、感染予防効果は十分には明らかになっていません、ワクチン接種にかかわらず適切な感染防止策を行う必要がありますとここには書かれております。

次に、配付資料、参考資料の③を見ていただきたいのですが、ここでの説明書では、接種を受けた後の注意点、副反応について、そして、予防接種健康被害救済制度について詳しく書かれております。ここで注目していただきたいのは副反応についてです。ここの文の中で、本ワクチンは新しいワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があると書かれておりました。本町でも、令和3年6月23日から、65歳以上の町民を対象に、新型コロナワクチン接種が開始されます。

そこで質問に移りたいと思います。質問1、ファイザー社ワクチンの安全性について見解を 伺います。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

ただいま議員お尋ねのファイザー性のワクチンの安全性についてですが、国によりますと、 主な副反応は、頭痛、それから関節や筋肉の痛み、注射した部分の痛み、疲労、寒気、発熱等 があり、まれに起こる重大な副反応としてアナフィラキシーショックがあるということでござ います。

以上です。

〇議長(榮 哲治君)

土岐和貴君。

〇1番(土岐和貴君)

ファイザー社ワクチンの効果について厚生労働省のホームページに記載されていたのですが、 ワクチンの副反応に対する考え方及び評価について明記されていました。

接種した人が感染しない効果についてですが、1、感染予防効果は実証しにくく、臨床実験 で確認することはまれ。発症しない感染者が多数存在する新型コロナでは実証が難しい。現段 階では、感染予防効果の実証は難しいと書かれておりました。

集団免疫効果については、接種していない人にも波及する予防効果ですが、大規模接種まで 分からないと報告されていました。 このことを踏まえて、ファイザー社ワクチンを接種したから安心ということではなく、引き 続き感染予防対策も必要になってくると思います。その中で予防接種を希望する町民の方々や 希望されない方々に対しても、慎重に取り組んでいく必要があるのではないでしょうか。

先ほど町長からも、65歳以上の町民の方々にこれからワクチンを接種していくと、進めていくとおっしゃっておりましたが、65歳以上の町民の方々に配布しているワクチン接種の御案内についてです。その中にアナフィラキシーについても書かれておりました。

アナフィラキシー。 1、短時間で起こることがあるアレルギー反応。 2、じんま疹など皮膚症状。 3、腹痛や嘔吐などの消化器症状。苦しさなどの呼吸器症状。血圧低下や意識レベル低下。その御案内にもアナフィラキシーショックは起こるのはまれと書かれておりまして、米印で、市販後、米国では100万人に5人程度と明記されておりました。こちらも、厚生労働省のホームページにて第60回安全調査会のデータがありました。

配付資料④を見ていただきたいのですが、令和3年2月17日から令和3年5月16日までにアナフィラキシー報告が943件上がっております。

配付資料の⑤を見ていただきたいのですが、医療従事者等の接種と高齢者との接種、これは 2月17日から5月16日までのデータではあるんですが、611万2,406回接種、約610万回接種の中で、医療従事者等の接種回数約510万回接種、推定約255万人です。高齢者等の接種回数100万回接種、推定50万人。医療従事者と高齢者合わせて計305万人分のデータが厚生労働省のホームページに載っていましたが、先ほどの65歳以上の方々に配布している案内に100万人に5人程度とアナフィラキシーが出ると記載されておりましたが、305万人に対して943件は非常に多いと分析しております。305万人であれば、通常であれば15名から20名のアナフィラキシーが報告されるのではないかと思っております。

厚生労働省のホームページに記載されている事実に疑問点はたくさんありますが、その中で、アメリカ人と日本人では体格も違いますし、食文化も違いますので、その影響もあるのではないかと考えられる部分もあります。配付資料⑤をまた見ていただきたいのですが、こちらで、20から29歳、女性15件、30から39歳、女性34件、40から49歳、女性51件、50から59歳、女性30件、このブライトン分類レベル1から3の146件の中でも圧倒的に女性が多いです。135件も女性にアナフィラキシーが出ております。このことも踏まえて対応策を考えていかないといけないのではないかと思っております。

実際に厚生労働省が明記していることを伝えています。ワクチン接種を希望される町民が、接種後に後悔しないように慎重に動いて、メディアでは報道しない厚生労働省に記載されている項目も私は伝えるべきではないかと思っております。あの人が接種するから、私も接種するではなく、一人一人がしっかり調べ、考えて、自分の体にとっていいか悪いか判断していく必要が私はあると思います。このような状態でワクチン接種に対して不安を抱えている町民も多くいるのではないでしょうか。

そこで、次の質問に移ります。

質問2、ワクチン接種に対して不安に感じている町民も多く、事実を調べてほしいなど、意見をいただいております。この現状を踏まえて対応策を考えているか、見解をお伺いします。

〇議長 (榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

ただいま議員、厚労省等のホームページの内容やファイザー社の見解などの資料を示して説明いただきましたが、このワクチンに関しましては、本当にいろんな考え方、様々なこういった資料によって、かえって不安に感じる方、逆にその分安心じゃないかというような捉え方、いろんな考えをする方がおられます。ですから、このワクチンに関しましては、希望に基づくものとし、強制はしないという形で国のほうはずっと行っているわけでございます。本町もそれに基づいて、今、集団接種の方向で進んでいるところでございます。

このワクチンにつきましては100%というのはまずないということを伺っております。また、今議員が示されたファイザー社の報告の数字等、これがどうこうというような議論はちょっとこではできないと思いますので、一つの参考資料として、そういったものをホームページなりで示し、町民の皆さんがどういうふうに捉えるのか。ワクチンを打った後熱が出る、筋肉が痛くなる可能性がある。それを我慢して、コロナに感染したときに重症化しないようにするのか。どっちを取るかという判断は本当に自分でするしかないと思っております。繰り返しになりますけども、これは強制するようなものではございません。そういうことを踏まえてお答えしたいと思います。

ワクチン接種に対しての不安につきましては、副反応に対しての不安だと思っております。 このことにつきましては、接種対象者に発送した接種案内文書に、重複しますけども、新型コロナワクチンの有効性と安全性についてのチラシを同封いたしました。それに基づきまして、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解していただき、正しい知識を持った上で接種の判断をしていただくよう情報提供をしております。また、接種会場におきましても、接種後の経過観察やアナフィラキシー反応にすぐ治療できる体制を整えておきます。

今後も広報紙やホームページ等で科学的根拠に基づいた正確な情報を提供していきたいと考えているところでございます。

〇議長(榮 哲治君)

土岐和貴君。

〇1番(土岐和貴君)

今回お配りしている参考資料は、全て厚生労働省公式ホームページにアップされているものを今回持ってきております。ワクチン審査結果報告書、新型コロナワクチン予防接種についての説明書、新型コロナワクチン接種後のアナフィラキシーとして報告された事例の概要などをお配りしました。実際にそのホームページを見ていただき、これからも最新の情報、副反応だったりアナフィラキシーの報告等も随時調べていただきたいと思っております。ちなみに、そこにはファイザー社ワクチン接種後に死亡が報告された事例も数多く出ておりますので、そちらも御確認いただければと思っております。

そして第61回厚生労働省での厚生科学会審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会が、本日6月9日、18時から開催されます。もちろん、この内容はメディアでは報道されません。なぜ事実を発信しないのかは疑問がたくさんありますが、その会議の時間だけユーチューブで生配信されます。その時間を過ぎると動画も消えてしまうのがちょっと不明ではありますが、

資料はデータとして厚生労働省のホームページに残りますので、いつでも御確認できます。

その会議に今回の議題が上がっておりました。(1)新型コロナワクチンの接種及び副反応 疑い報告の現状について。(2)新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について。 (3)その他。この中にペーパーレスとウェブ会議がありますので、常に最新の状況を確認す ることが可能となっております。

予防接種は、先ほども町長のほうからありましたが、個人の意思を尊重して行うものです。 配付資料②や配付資料③の現時点では感染予防効果が明らかになっていないワクチン、そして、 本ワクチンは新しい種類のワクチンのため、これまで明らかになってない症状が出る可能性が あるからこそ、このような情報も正確にお伝えした上で、一人一人がしっかり考え、取り組ん でいかなければいけないと思いますし、その後は御本人の意思に基づいて接種を判断していた だく必要があります。行政から配布されている接種の御案内にも記載されていましたが、御本 人の意思に基づいて接種を判断できる環境づくり、呼びかけも必要だと思います。職場や周り の方などに接種を強制しないように、個人の意思を尊重し合える喜界町を目指していただきた いと思っております。

そこで、次の質問に移りたいと思います。

質問3、予防接種を受ける方、受けない方に対して差別的な対応がないように、そして接種 を強制しないように十分な配慮が必要と考えるが、見解を聞かせてください。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

先ほど冒頭の行政報告の中でも申し上げましたが、ワクチン接種における差別的な対応につい、接種を受ける、受けないに関して差別的な対応は許されるべきではないと考えております。 先ほどもありましたように、接種対象者へ配布したチラシの中にも、接種を強制したり、また接種しないことを強制したり、接種を受けた人、また受けなかった人に対して差別的な対応を取らないようお願いしているところでございます。

今後も、ワクチンや感染症への正しい理解が深められるよう、さらに広報紙やホームページ 等、機会を捉えて周知を図ってまいりたいと思っております。

〇議長(榮 哲治君)

土岐和貴君。

〇1番(土岐和貴君)

65歳以上の町民の方々に配付しておりました御案内に努力義務と書かれておりましたが、努力義務は義務とは異なります。こちらも厚生労働省のほうで大きく記載されていたのですが、接種は強制ではなく、最終的にはあくまで御本人が納得した上で接種を御判断くださいと書いております。このことからも、希望される方、希望されない方、両方が差別的な環境にならないように、個人の意思を尊重したまちづくりを今後も目指していただきたいと思っております。私は、予防接種に対して、いいも悪いも実際のところは分からないですし、今、治験が続いている中、今後どういうふうになっていくか分からない中でありますが、考えを強制したり意思を指摘したりしないことがいいと思っております。今回も厚生労働省に記載されているデー

タを基にお伝えしていますが、世の中でも、予防接種に対して賛成派、反対派が分かれていま す。対立からは、かがやく未来は生まれないんじゃないかと私は思っております。

インフルエンザの予防接種のときにここまで取り上げられたでしょうか。なぜ、どうしてと 疑問に思うことが大事ではないでしょうか。聞いたこと見たものだけに執着するのではなく、 現在どのような流れで物事が進んでいるか、俯瞰することも大事だと思っております。同調圧 力をかけて物事が進んでいる世の中にもっと疑問を持つことが大事で、自分の考えや意思をし っかり持って、一人一人がいい悪いを判断していく必要があると思います。

今回は厚生労働省ホームページに記載されているデータを基にお話ししました。何度も言いますが、個人の意思を尊重した差別的な環境にならないことが必要ですし、町民一人一人がしっかり自分で判断できる環境づくりが必要だと私は思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。3、子供たちの熱中症対策についてです。

夏に向けて熱中症対策は必要不可欠であります。子供たちの熱中症も、命に関わる危険があることを踏まえて熱中症への対応を優先すべきと考えます。

文部科学省の学校感染マニュアルの中の一文を御紹介します。配付資料、参考資料の⑥を見ていただきたいのですが、①マスク着用について、学校教育活動においては、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられます。ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。1、十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。2、気温・湿度や暑さ指数が高い日には熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。括弧書きで、夏季の気温、湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮が必要と考えられます。ここも米印で、マスクの取り外しについては、学校の対応や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要ですと書かれておりました。

児童生徒本人が暑さで苦しいと感じたときは、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸するなど、自身の判断で適切に対応するよう指導すると書かれておりました。この文部科学省の学校感染マニュアルで記載されていたことは、高学年であれば自分の判断で苦しいときなどはマスクを外す対応ができますが、低学年であれば、先生や御家族からのアドバイスがなければ自己判断するのは難しいと考えております。

ここで配布資料⑦を見ていただきたいのですが、感染マニュアルの中に登下校についても書かれておりました。この中で、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温や湿度が高い日には野外でマスクを外すよう積極的に声をかけるなどの使用指導を行う、その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることも指導すると明記されておりました。そして低学年であれば、身長も低いですし、登下校中は熱いアスファルトから大人よりも近い距離で熱を感じます。その中で熱中症になる確率が高くなるのではないでしょうか。そのことも踏まえて、次の質問に移りたいと思います。

子供たちの熱中症も命に関わる危険があることを踏まえて、熱中症への対応を優先すべきと 考えます。質問1、登下校、屋外でのマスク着用の必要性についてお伺いします。

〇議長(榮 哲治君)

教育長、久保康治君。

「教育長久保康治君登壇」

〇教育長 (久保康治君)

答弁は、この場においてはマスクを外させていただきたいと思います。 お答えいたします。

これから夏を迎えるに当たって、熱中症対策は重要な課題の一つでございます。先般も県外の中学校で、運動会の練習中に8名の生徒が熱中症で搬送される事例が報道されました。町教育委員会では、さきの施政方針でお示ししたとおり、命を守る教育の推進をスローガンの一つに掲げ、子供たちの安全安心な学校づくりを第一義的な使命として取り組んでいるところでございます。

御質問の登下校時のマスクの着用等についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止や新しい生活様式の推進の必要性から、登下校時においても原則マスクを着用することとしております。スクールバスにおいても同様でございます。ただし、先ほど提示されました資料にもありましたように、文部科学省が示している指針及び県教育委員会の通知等にのっとって、御指摘にもありましたが、気温や湿度などが高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるということを踏まえ、息苦しさを感じたり、あるいは何らかの違和感を覚えたりする場合などは、状況に応じて、人との距離を確保したり、会話を控えたり、密にならないように工夫したりしながら、マスクを外すように指導しているところでございます。また、先ほど低学年の子供たちの判断の件も御質問にございましたけれども、可能な限り、学校と家庭が協力して、周りの大人たちの声かけ、あるいは事前のきめ細かな指導を行っていくことに取り組んでまいりたいと考えております。

そういったことから、登下校時等については、学校だけの取組には限界もあるかと思います。 どうしても家庭の協力も必要でございます。そのために各学校では、保護者等に対して、通知 文書をはじめ、各種学校だよりや安全安心メールを活用した検温などの健康観察、あるいは必 要に応じたマスクの着脱、適切な水分補給の実施などの呼びかけや協力依頼を行い、家庭にお いても子供の安全安心の確保に努めていただくよう、学校と連携を図って進めているところで ございます。

以上でございます。

〇議長 (榮 哲治君)

土岐和貴君。

〇1番(土岐和貴君)

今、教育長がおっしゃったように、学校だけではなかなか難しいので、御家庭でも、熱中症の理解、そしてマスク着用の在り方等も考えていかなければいけないと思っております。学校内であれば、教職員が気温・湿度、暑さ指数を考慮して子供たちに指導できますが、登下校中は子供たちのみです。1人で登下校中に、真夏の中、しっかりマスクをして熱中症で倒れていたら、迅速な対応ができず、命の危険にもつながると思います。

ここでまた一つ、ちょっと提案材料として受け取ってほしいのですが、文部科学省の学校感

染マニュアルに記載されている、先ほども配布資料⑦でも明記されておりました判断が難しい 年齢の子供たちの御家庭向けに「熱中症への対応を優先すべき」をプリントアウト等し、御家 庭に配布し、学校だけではなく御家庭でも夏に向けて、屋外や登下校中の熱中症対策に取り組 む必要があると思いますし、その情報共有も必要ではないかと思っております。この提案事項 に対して、もし、教育長に御意見、お考えがあればお聞かせください。

〇議長(榮 哲治君)

教育長、久保康治君。

〇教育長 (久保康治君)

今御提案の件につきましては全く同様に考えております。先ほど申し上げましたとおり、子供たちの安心安全について、学校は第一義的に責任を果たしていかなければいけません。また、どうしても、必要に応じて、御家庭、あるいはまた保護者の協力をいただくことになります。そのためには、先ほど申し上げましたけども、我々大人の声かけであったり、場合によっては見届けであったりが必要になります。そのための呼びかけについては、先ほど御指摘ありました文部科学省のマニュアルにも示されておりますし、これについては各学校に迅速に配布して、趣旨徹底を図っております。それを受けて、各学校で先ほど申し上げましたけれども、学校だよりであったり保健だよりであったりで昨年も呼びかけをしておりますけども、今御提案がございましたので、今後夏に向けて、さらなる呼びかけ等の取組について工夫を図っていきたいと思っているところでございます。

〇議長(榮 哲治君)

土岐和貴君。

〇1番(土岐和貴君)

喜界町でも、今後、暑い夏がやってきます。水分補給はもちろんですが、今後この夏に向けて、マスク着用の在り方も並行して考えていかなければいけないと思っております。

以上で私の一般質問は終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

〇議長(榮 哲治君)

これで土岐和貴君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時40分からであります。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時40分

〇議長(榮 哲治君)

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

新型コロナウイルス感染症対策についてほか2件、良岡理一郎君の発言を許可します。

[良岡理一郎君登壇]

〇8番(良岡理一郎君)

マスクを外して質問します。日本共産党の良岡理一郎でございます。

質問に先立ちまして、まずは、新型コロナウイルス感染症対策に日夜奮闘されていらっしゃいます医療従事者の皆さん、そして役場職員の皆さん、そして関係者の皆さん、大変御苦労さ

んでございます。心から謝意を表したいというふうに思います。

感染症数拡大の第4波が、先ほど町長の行政報告でありましたけども、東京、大阪、そして 沖縄だけでなく全国的に広がり、感染力が強く、かつ感染スピードが非常に速く、重症化のリ スクも大きいとされる変異株が拡大している。そして医療機器とその下で入院も治療も受けら れない患者が急増している。長引くコロナ危機による暮らしと事業の疲弊と危機など、大変深 刻になってきております。

本年1月以降、奄美群島市町村でのクラスターの発生や感染が確認される中で、これも先ほど町長が触れられておりましたけども、本町では、この半年、町民、事業者、行政、来島者の皆さんの努力によりまして、感染者がいない警戒レベル3の状態を維持できております。高く評価されるべきだろうと思っております。

しかし、全国的な状況を含めて、相次ぐ変異株の発生で第5波が心配されるなど、全く予断を許さない、こういう状況が今現在の状況だろうと思っております。

それでは、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

質問事項の1、コロナ感染症対策でございますが、先ほど土岐議員も触れられましたし、町 長の行政報告であったとおりでありますが、ワクチン接種が始まっております。

現在までの科学的な知見によれば、今回のワクチンは、発症や重症化を防ぐ効果は実証されております。しかしながら、感染を防ぐ効果や、人に感染をさせない効果は、残念ながら現在までのところは確認されておりません。我々が期待しております集団免疫が獲得できるかどうかも現在では不明でございます。

これにつきましては、先ほども議論になりましたけれども、町が町民に送られております「新型コロナワクチンについて」はワクチンの効果が私は正確に書かれていたと思うんです。 過大な期待はするなと、ワクチン打てばマスク外していいんだ、外へ出ていいんだということ ではないということをしっかりと書いておりますので、そこは我々町民としても正確に読み取っておく必要があるだろうと思います。

オリンピックの関係で今盛んに議論されているわけですけども、昨日の報道によりますと、政府の分科会の尾身会長はこういうふうにおっしゃっております。これは集団免疫との関係でありますが、7月とか8月の段階でワクチンの接種度が少し上がったからといって、個人のプロテクション、予防という意味のようですが、プロテクションができるけれども、それによって感染のレベルを抑えられ、集団免疫ができると考えるにはまだ早いということを昨日の段階で言っております。ですから、オリンピックやっている最中を含めて集団免疫はまだできないということをおっしゃっている。裏を返していえばですね。こういう状況にありますので、そこはきちんと正確に押さえながら対応していく必要があるだろうと思っているところでございます。

一方、米国では、あるいはイギリスでもそうですけども、マスクを外して自由に動いているということが報道されておりますけども、米国の場合でも各州によって相当違うようでありまして、現在、ニューヨーク州についてはテレビ等で報道されているとおりであります。それについても、専門家はこういうふうにおっしゃっているわけであります。米国ではワクチン接種が終了したら、混雑した場所や公共交通機関を除き条件付のマスクは不要という指針が出され

て、ここをテレビに盛んに取り上げているわけであります。これにつきましては、我々日本とは違いまして、そもそもマスクをする文化がないところにおいては、マスクはやめてくれという国内の圧力が相当ある中で、今回部分的にマスクが解除されているということが専門家から説明をされております。

したがいまして、ワクチンをやるからといって、従来やっております手洗い、あるいはマスクの着用、3密を避ける、これは継続してやっていくというのがまさに前提になるんだろうと思います。

それでは、質問通告書に沿って伺います。

質問要旨の(1)水際対策。これはあくまでも初歩的な対策でございますが、本年4月以降 直近まで、これは集約できる時点で構わないんですけども、その直近までの空港及び港におけ る検温の件数、そして具体的な対応。37.5度を超える方がいらっしゃったかどうかだとか、あ るいは御本人が申し出て、体調が悪いと、こういう件数がどのくらいあり、それに対してどの ように行政としては対応されたか伺います。

〇議長 (榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

〇町長 (隈崎悦男君)

ただいまの良岡議員の水際対策についての御質問にお答えいたします。

本年4月から5月末までの空港での検温件数が4,034件、うち37度5分以上の方は2名おられたようでございますが、電話等で健康観察をしており、それからの症状の悪化は見られてないということでございます。

また、港での検温件数は1,575件、その中で乗船できなかった方はおりません。

引き続き、空港、港での検温を実施し、感染拡大防止を図ってまいりたいと思っております。 以上でございます。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

ありがとうございます。地道な作業であるわけですけども、検温を含めた本人たちへの聞き 取り、これは継続してよろしくお願いしたいと思います。

今後の問題でありますけども、変異株がこれからまん延してまいります。先日の厚労省の発表によりますと、既に当初入ってきておりますイギリス型の株、当初の既存株がこのイギリス型に既に85%置き換わっているというのが一昨日あたり報道されております。そういう意味では、この変異株への感染に対する対応が求められるわけでありまして、先ほど町長も触れられておりましたが、この変異株については、感染力が強い、かつ重症化リスクも高い、こういうふうに今科学的な知見が出ているわけでありますので、この1年半で見ましても、株の呼び方はいろいろありますけども、従来株と言ったり、あるいは通常株と言ったり、既存株と言ったりしますが、要は最初に起きているこの新型コロナウイルスでありますけれども、これがイギリス株、インド株というふうに感染力が強くなってきているわけであります。

報道によりますと、インド株は従来の株に比べまして2倍の感染力があるということであります。そもそもウイルスというのは絶えず変異をするという特性があるようです。絶えず変異する。そして強いものだけ残っていく。ですから、これからの変異株は大体が従来に比べて前の株に比べて感染力が強い、影響力が強い。これにどんどん変わっていくという意味では、大変厳しい状況にある。その点でも水際対策が重要かと思うんです。

そういう変異株を見据えた形での水際対策を何か考えていらっしゃいますか。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

お答えいたします。

変異株についての水際対策というのは現在のところ検討中ということであります。ただ、先 ほど良岡議員からもありましたとおり、感染力が強くなっているということで、マイクロ飛沫 でも感染するという情報もあります。できるだけ換気をするということと、あとこれまで同様、 3密を避けるということ、それから家庭内、学校等々、そういうところでの感染対策をこれま で以上にしていくということが大切かと思っております。

それからウイルスを変異させないということにつきましては、感染をすることによって変異をしていくということになりますので、できるだけ感染者を抑えていくということがウイルスを変異させないことにつながってくるという考えの下で、これまでの感染防止対策を徹底していただくことを啓発してまいりたいと思っております。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

より一層の水際対策をお願いしたいと思います。

6月1日にWHOが、この変異株について、呼称、呼び方を変えたいというふうに報道されております。イギリス株、南アフリカ、ブラジル、インドで最初に発見されております四つの変異株については、イギリスは α 株、いわゆるギリシャ文字です。イギリスは α 株、インドは β 株、そしてブラジルは γ 株、インドが δ というふうに、この四つについては変異株ということでWHOも確認して、いわゆる国名で呼称することについては弊害も大きいということもあって、そういう呼称に変えるようであります。今後はどこまで国内で浸透するか分かりませんが、世界的な動きはそういうことであるということであります。

次に、質問要旨の(2)に進めさせていただきますが、検査体制を拡充する、これが非常に重要なわけでありますが、この4月以降で結構ですけども、抗原検査及びCR検査の件数と特徴。町が頑張っていただきまして、去年の12月末には、本町でもPCR検査ができるということで、非常に短時間で結果が出ると非常に町民も喜んでいるところでありますけども、そういう状況と体制をつくっていただいた後、4月以降の間の抗原検査、PCR検査の件数と特徴を紹介ください。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

それでは次に、医療機関、介護施設の職員・利用者への抗原検査の実施についてでございますが、高齢者は症状が重症化しやすく、医療提供体制への負担の……。

〇8番(良岡理一郎君)

ちょっとずれているんじゃないでしょうか。

〇町長 (隈崎悦男君)

ごめんなさい。これ質問ですね。

〇8番(良岡理一郎君)

もう一度言いましょうか。質問要旨の(2)検査体制の拡充。4月以降の医療機関における 抗原検査及びPCR検査の件数が幾つか、数をお願いします。

〇町長 (隈崎悦男君)

大変申し訳ございません。ちょっと欄を違えたようです。

それでは改めて、抗原検査とPCR検査の件数の特徴につきましては、医療機関からの報告では4月1日から5月末までに、抗原検査が18件、PCR検査が532件ということでございます。

PCR検査につきましては、感染が疑われる方や、保健所から依頼された方をはじめ、院内 感染を防ぐために当機関へ出入りする医療従事者等にも実施をしているということでございま した。

申し訳ございません。ちょっと読み間違えました。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

現在の検査の精度の問題については既にたくさん報道されているとおりでありまして、PC R検査は100%ではないけども、抗原検査費はより精度の高いということ。ただコストがかかるというのがちょっとネックでありますけども。本町において、2か月間で合わせて550名の方が検査を受けられ、なおかつ532名、多くの方がPCR検査を受けているという点は、御本人もそうですけれども、周りの町民の方の非常に安心の材料になりますので、引き続き強化をお願いしたいと思います。

そこで質問ですけども、まず、PCR検査をして陽性という判定が出た場合、確認された場合に、これはさらに先ほどの変異株との関係で検査をする必要性があるかと思うんですけども、その検査をする場所はどこになりますか。PCR検査で陽性が出たときに、変異株にかかってないかどうかを再度検査するのは町内ではできませんよね。お願いします。

〇議長 (榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

変異株の検査となりますと検査機関での検査になりますので、鹿児島までその検体を搬送するということになります。良岡議員がおっしゃるとおり、本町ではできないということでございます。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

町内ではできないということで、私の認識では……。県でできるんですか。私は、東京まで 運ばないとゲノムの検査はできないと理解しているんですが。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

その辺のことにつきましては、詳細な情報をこちらも把握してないということで御理解願い たいと思います。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

○8番(良岡理一郎君)

結構です。いずれにしてもゲノム検査をする場合は相当のハイスペックの検査機器、スキルが必要だというふうに聞いておりますので、町内ではできないということだけはまず確認させていただきたいというふうに思います。

次に、②の部分でありますが、私は検査問題は前議会ですごく言わせていただいているわけでありますけれども、政府も検査の重要性を再認識しまして、高齢者施設で全国に800万件の抗原検査を呼びかけているわけであります。本町におきましても、抗原検査を活用する中で、クラスターが発生しやすい医療機関、あるいは介護施設の職員の皆さん、そして利用者の皆さんへ検査をして感染の拡大を未然に防ぐ対策を実施すべきだというふうに考えますけれども、いかがですか。

〇議長 (榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

お答えいたします。

先ほど②を先走って答弁してしまいましたが、医療機関においても、院内感染を防ぐ観点から検査は本当に重要だと考えております。国の抗原検査キット配布につきましては、高齢者施設等で軽い症状を訴えるスタッフ等の検査を行い、また、感染者を早い段階で発見し、クラスター発生防止につなげるのが目的だと聞いております。5月末から、県から配布する旨の通知が届きまして、現在、各施設事業所から必要な数量を県に報告を上げているところでございます。

このような状況の中、医療機関や高齢者施設につきましては、それぞれにウイルスを持ち込まない対策を徹底しており、町といたしましても、新型コロナウイルス緊急包括支援交付金を活用いたしまして、感染確認時に、高齢者施設へ検査費用の助成など、完成拡大防止のための施策を講じているところでございます。

御質問の件数の拡充につきましては、国の動向を注視しながら状況を判断し、対応していき たいと考えているところでございます。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

国もこの検査の重要性については再認識をして800万件と。この800万という数字を考えてみますと、今65歳以上の高齢者が3,600万人いらっしゃると言われておりまして、その22%の方たちの検査をやるというのが今回の国の施策であるわけです。ですから、ここは積極的に町としても手を挙げて大いに活用していくと。先ほど町長おっしゃったように、クラスターを事前に防ぐための重要な施策でありますので、ぜひともよろしくお願いしたいということです。

確認です。5月末には物が届く。そして対象は利用者、職員の全員が抗原検査できると理解 してよろしいですか。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

お答えいたします。

この抗原検査キットにつきましては、高齢者施設等で軽い症状を訴えるスタッフ等の検査に使うということでございます。感染者を早い段階で発見してクラスター発生防止につなげるのが目的だということで、5月末に県から配布する旨の通知が届いております。

今現在、先ほど町長からもありましたとおり、各施設でどれぐらい使うかを調査しているところで、県に上げているところです。ですから、入所者に使うものではないと御理解願いたいと思います。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

働いている職員の皆さんで軽い症状を訴えた方にやるんだということですが、いつスタートできますか。開始はいつからか。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

この検査キットが届き次第ということになろうかと思います。

〇8番(良岡理一郎君)

時期は分かりませんか。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

今のところ、先ほど申し上げましたように必要数量を挙げているところですので、いつ来る かということはまだ分かっておりません。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

ぜひとも一刻も早く軌道に乗るようにサポートをお願いしたいと思います。

検査の問題で、このPCR検査については中止をすると、要は金がないということですよね。 本町としては、金額が大きいので財源の手当がちょっと厳しいということかと思うんですけど も、町長もおっしゃっているように、この検査をやることによって無症状者を早期に発見して、 必要な医療や療養を行う、これはクラスターを防ぎ町民の健康と命を守る重要な施策なわけで す。その点、困難な理由として財源の問題をおっしゃるのではなく、先ほどありましたように、 地方創生の臨時交付金や、私は直近の数字は見ておりませんが、18億ある財政調整基金、そこ の一部をPCR検査ために使ってもいいと思うんですよ。町長、いかがですか。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

度々申し上げているかとは思うんですが、そのときそのときの実情に応じて、また、国の指 針等も踏まえて対応していきたいと答弁させていただいております。

それから財調の18億円云々は、ここで即答してこの分に使うとか、そういうことは私の頭の中に入っておりません。度々申し上げているかと思いますが、それについては変わりありません。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

政策・施策の最優先は、町民の健康と命を守る、それを優先していただきたいと思うんですよ。ですから町長、全く考えていないんじゃなくて、状況も見ながら場合によっては財調を使うんだという決意を示していただければ町民は安心できるんです。

どうですか。

〇議長 (榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

そのように申し上げているつもりですが、届いてなかったかと思います。そのときの状況に応じて、私たち町民の生命・財産を守るために、そのための財調でありますから、今の段階ではそれは考えていませんよということを申し上げたつもりでございます。もちろん必要であれば優先的に充てるのが当然だと思っております。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

今の町長の答弁のとおりで、ぜひとも優先順位をつけて執行していただきたいと思います。 次に、質問要旨の(3)、陽性が確認された場合、治療したり療養していただくわけであり ますけども、医療機関、宿泊療養施設、この順序は、まずは重症だとか非常に重たい方は医療 機関に入っていただく。そして、多少軽症で医療機関が逼迫しているような状況であれば、ま さに総合的に見ながら宿泊療養施設に入っていただくというのが基本的なルール、原則だと思 います。そこで、本町でも何件かありましたけども、自宅療養は様々な理由から避けるべきだ ろうと私は考えるわけでありますけども、いかがですか。認識とその対策をお願いします。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

ただいまの問題も度々答弁しているかと思います。重複するか分かりませんが、もう一度申 し上げます。

軽症者や無自覚者の隔離場所につきましては、家族への感染や症状の急変等が懸念されることから、自宅での隔離はできるだけ避けるべきだと私も考えております。また、本町で感染者が確認された場合は、保健所の指示に従い、もう一度申し上げますが、保健所の指示に従い行動することになります。そして、軽症者等の隔離場所につきましては、公共施設の利用や事業者の協力も得て、隔離や経過観察が可能となるよう、県や医療機関とも連携を取りながら対応してまいりますというふうに度々申し上げております。

今回、去年の10月に初めての感染性が出たときには、家庭内での待機という形で取らせていただきましたが、これは先ほど申しましたように、保健所の指示等に従いまして、無自覚者というようなことでそういう形態を取りましたけども、先ほど来申し上げておりますが、感染者が増えてきたとか、クラスター化したときには、到底それはできないんじゃないかと思っております。それも保健所の指示に従いまして、島外搬送とか、そういった方法になろうかというふうにお答えをしていたつもりでございます。

以上です。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

保健所の判断ということでありますけども、繰り返しになります、やっぱり町民の健康と命、何よりも町民のその場面における状況を一番つかんでいるのは町です。そこに対峙する人たちですね。保健所の方がその場に来るかどうか分かりませんが、いずれにしても状況をやり取りしながらいろいろ、病院に入っていただくのか、療養施設を使っていただくのか、こういう判断がされるんであろうと思いますが、私は、保健所が言うから全てそのとおりにするんだというふうな姿勢はいかがなものかと思いますよ。

現在におけます鹿児島県全体の療養患者数、あるいは受入れベッドの数、あるいはホテルの数をちょっと調べてみたんです、昨日、おととい現在の。現状はこういうふうになっております。現在、県が発表しております感染者の療養先状況、これはホームページ上で日々更新されております。療養者数が、6月4日現在ですが、242名。その内訳が、医療機関に入院されている方が130名、そして宿泊料施設に入っている方が112名です。そして、県全体の自宅で療養している方が7名です。

つまり、299名はこういう形で、医療機関、宿泊療養施設、そして自宅にいる状況にあるわけです。そして一方では、それぞれの施設が、今どういう形で人数的に利用されてるかというデータも出ておりまして、まず、医療機関につきましては、これはキャパの問題が一つありますけども、5月31日現在、52の医療機関で419床が今のところ用意できているということであ

ります。先ほどの、既に今、病院に入っている方との差を見ますと、現段階で289床空きがあ るんですよ。これはもちろん日々動きます。

そしてまた、5月25日付の新聞報道によりますと、県内の宿泊療養施設については、6か所計712室。ですから、先ほどの112名の療養施設数を利用している方を差し引きますと、その時点で600室まだ空いているわけです。この内訳につきましては、宿泊療養施設については、現在鹿児島市内で3か所、そして、奄美市が1か所、知名町が1か所、こうなっております。

大隅のある施設については事情があって閉所しているようでありますけども、いずれにしても、この600室の宿泊療養施設が現段階で空いているわけです。これは町長がおっしゃるようにこれからまた、いろんな感染が広がっていって逼迫するかもしれません。ただ、我々としては、その瞬間瞬間の町民の皆さんが感染したときであろうがなかろうが、まずはその順序に従って、自宅待機を避ける、できるだけ宿泊療養施設に入っていただく、これが大事ではないか。ごめんなさい、私のせいです。失礼。発言をやめるという趣旨ではありません。ということになろうかと思います。

宿泊料施設を自宅と比べた場合、町民にとってどういうメリットがあるかという点では、まず、看護師の方が常駐します。そして、医師が24時間連絡ができる、こういう体制がつくられております。そして、何よりも町民のいろんな経済的な関係もありますけども、いわゆる宿泊料と食事については無料。最優先できるんですよ、陽性の方が。軽症だろうが、無症状だろうが、宿泊料施設を使うことによって治療に専念できる。療養に専念できる。こうメリットがまさに国の制度としてつくられているわけです。実務は県がやっておりますけども。ですから、町としては積極的にこれを使うべきではないでしょうか。

答弁を求めます。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

今の件、ただいまの御質問も、前回同じようなことを聞かれたような気がいたします。

先ほど申しました保健所の指示に従いと申しましたのは、必ずしも保健所の指示に100%従うというようなことではありません。一義的に、感染者が出たときには保健所の指示に基づいて、県や医療関係の方と連携を取りながらやりますよということを私はずっと申し上げています。

町長一人の考えだけで、例えば事業所にそういった隔離施設を設けて、すぐここに入れましょうというようなことは、私としてはできないのではないかと思います。そういうことまで私は言いませんでしたけども。そこを何か引き出したいのか分かりませんが、今言うように、各保健所や関係機関と連携を取りながら、そのときそのときに応じてやっていきますよ、必ずしも家庭でするというようなことではありませんと申し上げているつもりです。

この間、クラスターが発生して、郡内でもかなりの感染者の方々が鹿児島内に搬送されました。鹿児島は鹿児島で増えておりました。そのときに、今の段階でもし感染した場合、本当にもうどうなるのかなと一抹の不安はございましたけれども、先ほど言われましたように、そのときこそ、そういった隔離するような施設を利用しますということを随時申し上げているつも

りです。私の言い方が悪いのか、ずっと何回も何回も同じことを聞かれますけども、そのとき そのときの事情に応じて各関係機関と連携を取りながらやりますよと言っているつもりなんで す。

以上です。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

○8番(良岡理一郎君)

町民が陽性になって、仮にこれが軽症だとしても宿泊療養施設に入っていただく、これを優 先的に検討をするのかしないのかお答えください。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

お答えいたします。これまでも、医療機関がいいのか、宿泊療養施設がいいのか、自宅がいいのかというのは、医師、保健所の判断でそれが指示をされるということになっております。 それは病状だけではなく、家族構成や家庭の環境、状況など、いろんなことを勘案してということだというふうに理解をしております。

議員のおっしゃるように、宿泊療養施設につきましては県の指示ということになりますけれども、町といたしましても、連携をいたしまして、現在、公共施設等も含めまして、どういうところがいいのかを検討しているところでございます。しかしながら、やはり専門的な知見がございますので、県でやはり近いところとか、環境が整っているところとか、そういうところは県の判断に任せたいと考えているところでございます。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

町民の立場からしますと、自宅療養よりも、そういう宿泊療養施設がいいのははっきりしているんです。我々の当初の議論も、そういう順序で議論してきているわけです。ところが、いろんな諸事情があって、今自宅療養が前面に出てきている。ある県では県知事が、宿泊療養施設まででとめて自宅療養しないんだということをおっしゃっていた県もあるわけですけども、残念ながら、この間のまん延に伴ってそれはちょっと崩れてしまったんですけども、誰が見ても、医療機関、そして宿泊療養施設、この順序でやるべきだというのは共通の認識です。ですから、我々は、町民の立場に立って、それがきちんと県に対して、保健所に対して伝わる努力をすべきだと。町長はするんだとおっしゃっていますので、それで結構なんですけども。

もう一つは、この間の議論の中でも、喜界町として多くの方が、クラスターが発生とまで言えるかどうかはともかく、一人二人じゃない、このぐらいの方がもし出た場合はそれなりの施設は用意をしているという紹介を受けておりますので、そのときには、町内においてそういう宿泊療養施設を用意していただけると理解しておりますが、それでよろしいですね。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

何度も申し上げているとおりでございます。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

じゃあ次の質問に移ります。

質問要旨の(4)、先ほど土岐議員との間でも専門的なやり取りがありましたけども、ファイザー社のワクチンの接種状況についてであります。2回の接種が終わった方々の職域及び人数ということで、医療関係者の問題、これは前回の答弁で、ここでいう医療関係者というのは病院、診療所、歯科医院、そして消防であるという説明があったわけだけども、これは何名の方が終わっているかということ。そして、高齢者施設の入所者につきましても、職員の方を含めてやられているということですけども、先ほどの町長の行政報告にあってダブって恐縮ですけども、お願いします。

〇議長 (榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

先ほど冒頭の行政報告でも申し上げたところでございますが、2回目の接種が終了した方々につきましては、医療従事者、それから消防職員が132名、それと高齢者施設入所者及び施設職員が229名となっております。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

特に心配されます高齢者施設の皆さんについては既にやられたということで一安心でありますけども、これまでやられた方の中で、アナフィラキシーの反応を訴える方がいらっしゃったかどうか、そういうアレルギーですね、いたらその件数なり特徴を説明ください。

〇議長 (榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

現在のところアナフィラキシーショックの患者はおりません。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

いらっしゃらないということで何よりであります。

そして、今回、社会的な問題にもなりました余ったワクチンの処分の問題であります。私も素人ながら調べてみたんですけども、このワクチンの場合、使用期限があるようであります。これは原液を生理食塩水で希釈をした後、6時間以内に使わなくちゃいけないというのがファイザー社のワクチンの特徴のようであります。この間、いろんな事情で余っているのではないかと思います。余っていなければ余っていないで結構ですけども、余った場合にどういうふう

な対応されたかをお聞きします。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

お答えいたします。

議員の質問要旨では、余ったワクチンの処分となっておりますが、本町では、これは言葉遣いなんでしょうけども、処分というような言葉では考えておりません。余ったワクチンにつきましては、まず、未接種の医療従事者や接種券を持つ高齢者の予約を早めに行いたいと考えております。その他、接種会場の従事者や集団感染リスクの高い保育園、学校の職員なども想定しているところでございます。それでも余剰が出た場合は、県の指針を基に策定した優先順位名簿に基づいて対応したいと考えております。必ずしも処分ということではなくて有効活用ですね。言葉のあやですけど、そのように訂正していただければと思います。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

言葉の問題については、町長の指摘のとおり、どういうふうに有効活用するかということに変えさせてもらいますが、今お聞きしておりますのは、この間やった、医療従事者、そして高齢者施設の皆さんとの関係でワクチンが余らなかったかどうか、余った場合はどういうふうに有効活用をしたのかとお聞きしているんです。今後ではありません。今です。

〇議長 (榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

今回、高齢者施設等で致し方なくキャンセルが出た場合等につきましては、まだ接種を終えていなかった消防職員、それから医療従事者の方々、接種をする従事者、そういう方々へ回しております。その数につきましては、そんなに多い数ではございませんでした。四、五件ということで御理解願いたいと思います。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

○8番(良岡理一郎君)

数もそう多くなく、全体として有効活用できているという理解でよろしいですね。

ちょっと技術的な問題でありますけれども、お聞きしたいのは、瓶から5回接種すると当初説明されていたわけでありますけども、6回接種もできるということが報道されて、具体的に言うと、5回接種する場合は1ミリリットルの注射器を使うと。そうすると必要な0.3ミリリットルが正確に把握できると。ところが最近国のほうが注射の数を増やすということで、6回使える注射器を送り込んでいると。本町に来ているかどうかも後ほど答弁いただきたいんだけども、その6回使えるのは2ミリリットルの注射器で、これに対する医療従事者の声として、報道によりますと2ミリリットルの注射器は使い勝手が悪い、そして1回当たりの0.3ミリリットルの瓶から吸入する場合に非常に技術的に難しいし時間もかかる、効率も悪くなるという

否定的な報道もあるわけであります。本町では何ミリリットルの5回用なのかの6回用なのか、 現状を教えてください。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君に申し上げます。これは通告外でありますよね。よろしいですか。

〇8番(良岡理一郎君)

通告の仕方については、今のは事実の確認で、課長は答弁できると思います。どういう注射器を使っているかというのを聞いているわけですから。私は町民との関係で、新型コロナウイルス全体でどういうふうに行政としてやられているか、これをただしているわけですから。

私の質問はそれでなくてもちょっと質問項目が多い、細かいというふうな御意見をいただい ておりますから、このぐらいは事実確認として答えていただきたい。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

まず、ワクチンの入荷状況というのか、入荷の仕方なんですけども、2週間置きぐらいに1箱ずつというクルーでまいります。第1回目のクルーで来た注射器につきましては5人分ということでした。第2回目のクルーできたものからは6人分と。5人分の場合には1箱で975人分で、6回分打てる注射器につきましては1箱で1,170回分ということになっております。

良岡議員御質問の使い勝手が悪いかということにつきましては、今のところ情報的には収集 しておりません。以上です。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

厚労省もそういう苦情を医療機関から受けておりまして、しかしながら、既に用意しているので、何とか使い切ってくれという話になっているようです。この時期に医療従事者の皆さんの負荷をこれ以上かけることは、私はできる避けたほうがいいと思います。現状も含めて把握されて、対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、質問要旨の(5)でありますが、先ほどこれは土岐議員からもありましたけども、これから一般高齢者のワクチン接種が始まるわけであります。既に65歳以上の1回目の予約作業が終了していると思われますけども、予約されている方、予約対象者の方、そして何名が予約されているか、そして予約率、つまり何名の方がまだ予約の意思を示してないかということを逆に言うと知りたいんです。よろしくお願いします。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

最新の調査の数では65歳以上の対象者は2,725人でございまして、予約者が2,295人、予約率は84.2%となっております。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

15%の方が今の段階で接種の意思表示をされてないという現状です。これが多いかどうかはともかくとしまして、②のところの1回目がこの6月23日から始まるかと思うんだけども、2回目の接種についてはいつやるのか、接種会場はどうするのか、あと予約はどういう方法でやるのかというのはどのような計画になっておりますか。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

先ほども申しましたけども、2回目の接種日は1回目から3週間後の7月の14日から7月31日までの間に実施いたします。それから接種会場につきましては、自然休養村管理センターで、予約方法は1回目終了時に通知をすることとなっております。

以上です。多岐にわたるものですからちょっと。申し訳ないです。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

町長の大変なことは承知しておりますが。問題は、町民が2回目の申込みを先ほどネットだとかいろいろ多岐に使ってやるということですが、それは混乱を招きませんか、都市部の状況を見ますと。使えますか、高齢者の方は。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

申し訳ありません。65歳以上の予約につきましては、紙と電話で予約を済ませております。 それから第2回目の予約につきましては、第1回目の接種終了後に、それも紙ベースで何月何 日何時からですよということを配ります。

先ほど言っておりますオンライン予約等につきましては、64歳未満の方々への予約の取り方として、オンライン予約と保健福祉課窓口、それから電話予約ということで、より多くの予約の取り方をしたいと考えております。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

分かりました。

7月14日から始まるということですけども、3週間の間隔を取るのが原則になっていますよね。これは取れますか、7月14日から始める場合。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

我々の接種計画では3週間をしっかり取って次の接種をするという計画を立てております。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

そうしますと、1回目の接種日によって2回の接種日が一定の制限を受けますよね。そうしないと3週間の間隔が取れないですよね。そういう理解でよろしいですね。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

基本的な日程としては、集落別というのも1回目と同じスケジュールを組んでいきたいと思っております。ですから、その中で日程がつかない、都合がつかないという方が何名か出てこようかと思いますけれども、そういう方々につきましては、3週間を超えた段階で接種をするということで調整をしていきたいと考えております。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

○8番(良岡理一郎君)

3週間については、間隔を取りながら2回目を接種されるということでよろしくお願いした いと思います。

それで次の③ですけども、予約希望し接種したい、しかしながら諸事情で予約ができない方が町民にはいらっしゃるかと思います。その対応はどうするかということで、具体的な場面で出てきていますのは、車椅子で生活している方です。家族が同居してれば、車椅子から乗用車で乗っていただいて会場まで乗ってきます。その場合は会場に車椅子がちゃんと用意できていれば動けるでしょう。ところがそういうサポートができない困難な方もいらっしゃるわけですよね。そこら辺はどのような手はずを考えているかお聞かせください。

〇議長 (榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

お答えいたします。

基本的に諸事情で予約ができなかった方というのは、期間的な問題で予約ができなかった、 例えば島外に出ていてこの期間に間に合わなかった方につきましては、16歳から64歳までの接 種計画に組み入れてやりたいと考えております。

それから、車椅子等で家から動けない方というところが問題になってきますけれども、例えば訪問看護の方々につきましては、担当医師の承諾を得ている方につきましては、本町ではリフト車を回して送迎をする計画を立てております。それでも家で動けないという方で希望する方がいらっしゃれば、主治医の意見も大事になりますが、そういう方につきましては急変のリスクが高くなってきます。そういうことも含めて、医療機関とも相談しながら、どういう接種方法がいいのかを検討してまいりたいと考えております。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

足回りの用意も配慮するということでありますけども、例えば、個人の判断で介護タクシーを予約して使おうとしている方もいるやに聞いています。その場合はそのままですか。私は今回の事業の性格から見ても、そういう介護タクシーを使う方についても、一定その費用を町で持ってもいいのではないかと思いますが、どうですかということと、もう一つは会場には車椅子は十分用意されていますか。以上2点。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

交通機関の送迎につきましては、町ではバスでの送迎を計画して、送迎希望ということでアンケートをもう取っております。その中で自分は介護タクシーがいいとか、自分でタクシーで来たいという方がいらっしゃると思います。その辺につきましては、個人の自由というのか、そういうところになります。状況に応じて対応はしたいと思いますけれども、今のところ、そこまでの交通機関に関しての補助というのは考えてはおりません。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

今回、接種を促進するために国の予算も活用されておりますけども、一定のギブアウェイといいますか、販促のをつけますよね、マスクともう1点ぐらい。そういうふうな費用に使うよりは、確実に接種会場へ来ていただくことを総体的には重視したほうがいいと思いますけども、検討いただけませんか。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

先ほど答弁し忘れました。接種会場には車椅子は準備してございます。

それから、使い道につきましては、利用目的別の国からの交付金となっておりますので、使 えるものと使えないものという区別がございます。そういう補助制度を探しながら、もし、そ ういう交通機関等への補助ができるような補助金がございましたら利用したいと思っておりま す。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

希望される町民の方が一人でも多く接種できる、その条件を整えていくというのは、行政として大事な仕事だと思います。ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

接種に関わる部分の(6)でありますけども、16歳から64歳、これは町長の行政報告の中で もあったりしますので、3点ほどお伺いしたいと思います。

一つはワクチンの入荷量とか入荷時期は明確になっていますか。この点については、接種が遅れている理由として、全国知事会も国に対して、いつ来るのかをまずはっきりさせろと、そうでないとロードマップを組めないという苦情になっている部分です。本町の一般の方々につ

いて、ここはどうなのかということ。

もう一つは、これはちょっと難しいかもしれませんけども、ファイザー社のワクチンについては、12歳から15歳についてもオーケーという流れが出てきていますが、本町ではどうするつもりかをお聞きしたい。

それと3点目は、今回、ワクチンと変異株との関係で大変な闘いが待ち受けておるわけでありますけども、問題は体内にできる中和抗体、いわゆる免疫効果の部分です。これはまだ科学的な知見が固まっておりませんけども、6か月ぐらいではないかと専門家が言われているわけであります。そういう点では非常に大変でありますけども、我々の新型コロナとの闘いが、この夏までとか、すぐそこまでで終わるという状況に今のところありません。そういう点で、早め早めの準備が、今後、新型コロナ対応策では必要だろうというふうに思いますが、いかがでしょうかということです。

以上、3点をお願いします。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

お答えいたします。

ワクチンの入荷につきましては、先ほども申し上げましたけれども、当初、6月末までには 全市町村に行き渡るということで、そういう情報を基本として我々は接種計画を立てておりま した。それが本当に6月末までに来るのか少し怪しい状況でしたので、少し冷や冷やしながら の計画だったんですけれども、現在では先ほど申し上げましたとおり定期的にワクチンが入荷 しているということで、65歳未満の方々への接種も8月末には進めていきたいと考えておりま す。

それから12歳から15歳までの接種が追加承認されたということですけれども、その子供たちにつきましては保護者の同意が必要になってまいります。現在いろんなニュースの中でも、接種をすることに流されて接種をする子供たちとか、また、接種しないことによっていじめや差別があるというニュースもございます。この辺りは慎重な対応が必要になってくると思いますので、同時に接種券を配布して予約を取るというのではなくて、区切って接種の予約を取るとか、また今後、教育委員会とも、どういう方法がとれるのかを検討してまいりたいと考えております。

中和抗体につきましては、ちょっと専門的なあれになりますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、マスク、手洗い、3密を避けるという感染対策を徹底していきたいと考えております。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

○8番(良岡理一郎君)

ワクチン接種のキーワードとして、安全に、そして迅速にということが求められるわけですけれども、今課長のからも説明ありましたように、迅速にという点で行政全般がスムーズに動いているとはとても思えませんので、そういう意味では、大変な中でありますけども安全を最

優先にして、町民との関係ではぜひ提案を執行していただきたいと思います。

では、次に進みます。

次に、質問事項の2番であります。フェリーの運航問題です。

フェリーにつきましては、私が申すまでもなく、島民の重要な生活航路になっているわけであります。私は離島におけるフェリーは、本土における国道と同じように、管理だとかメンテナンスについてはしっかりと国の予算で整備をし、準備をして、国民に、そして島民に利用してもらうのが基本的には筋だろうと考えるわけであります。そういう点で、現在、週5便になっているということでありますが、日曜日、月曜日に動かない理由を教えてください。

〇議長 (榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

この件につきましても、前町長のときに何度か同じ質問があったと思います。議事録を拝見いたしましたが。

お答えしたいと思います。現在、国の離島航路補助制度が、地域公共交通確保維持改善事業により実施されております。その中で当該事業の実施に当たっては、関係者による協議会、これは現在の鹿児島-喜界-知名航路対策協議会において、地域の特性・実情に応じ、最適な航路、運航等を図ることとされておりました。その協議会で現状の週5便、2隻体制の維持を最重要課題と位置づけまして、船会社や荷役業者、それから利用率、収益率等総合的に判断し、現在の運航体制となっているところでございます。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

私の質問は、週7便が町民にとってベターであるのははっきりしているのに週5便なのは何でかということをお聞きしているんです。

〇議長 (榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

議員は前回も質問しておりまして、前町長もお答えをしていたかと思います。私もそれ以上の答弁はできないかも分かりませんが、まず、本町の2隻体制ができたのが昭和54年度でございます。フェリー喜界が新造船としてできたときです。これも、前の町長、それから議員の皆様、議長さん、そして県議員、国の衆議院の先生たちと一緒になって当時の陸運局に陳情いたしました。もちろん、その第1が、船会社の大島運輸の英断というんですか、赤字であってもぜひ2隻体制で、日発の週7便は難しいんだけど、せめて週5日は何とかして立ち上がろうと。そのとき新しくできたのが奄美海運だと思っております。

そういった歴史がある中で、今、フェリーあまみ、フェリーきかいももう3代目になっております。17年から20年の間に、3回目の造船による新造船、代替船なんですが、それも国の補助をいただきながらと。もちろん運営のほうも、その当時54年度に、約束というんですか、喜界町の努力といいますか、まず、客を増やして、貨物を増やして、できるだけ収益が上がるよ

うな体制を持っていくのが条件でございました。

もちろん、週7便、毎日の運航を望むのは私も同じでございます。ただそのときに週5便で も何とかできないかということです。赤字覚悟で、その赤字を国に認めていただいた。離島航 路関係は、ほかの離島もやはり、これは内地の国道と一緒で、離島のそういったものに国が助 成しようということで今の運営が続いているわけです。

そういった中で、先ほどから何回も繰り返しますけども、毎日毎日が本当にもしできれば、 それにこしたことはありません。ただそれに関わる船会社、それから先ほど言いましたけども、 荷役会社、そういったものが、本当に7日間、毎日毎日の就航が可能なのか。今でさえも大変 なのに、去年からコロナ禍の中で、本当に客数も半減しております。後ほどまた課長からそう いった報告があるかと思いますけども。

なぜ週5便なのか。それは、昭和54年度にできた当時、できたら7日なんですけども、せめて2隻体制で維持できないかということで始まって、それからずっと協議会を通じて、この協議会というのは、奄美市、徳之島、それから知名までありますけども、その中でいろんな協議を重ねて要望しながらやっております。

週5便で終わりということではないんです。本当に私もそう思っております。高く望んで、できる限り増やす、そういった要望等はこの協議会でも申し上げております。ただ、今言うことなのかということですね。そして、要望している間に、先ほど言いましたように、フェリーあまみやフェリーきかいを造り直さなければいけない。そのときどこを優先するのか。それは、前町長、それから、前議員の皆さんのいろんな努力があったかと思います。それを踏まえて現在の週5便を維持しているというふうに思っていただければと思います。確かにちょっと残念な答弁なんですけども、今の段階では、そういった形で何とか現状を維持しながら高きを望む、そういったことで要望していきたいと思っております。やっていきます。

以上です。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

ありがとうございます。

町長も、島の現状を踏まえ、将来的に7便体制を望みたい、頑張っていきたいという趣旨の発言だったろうかと思いますけども、町民の皆さんの生活との関係も一方では見ておく必要があると思います。把握されているんでしょうけども、週5便の場合、農家の皆さんの農作物の出荷が相当影響を受けます。今の段階でも、農協の選果場には農作物が日曜日も含めて搬入されているようであります。最大3日ないしは4日近い滞留が起きてしまうという問題があります。

それと、教育行政との関係で見ましても、児童や生徒の皆さんは、文化行事、あるいはスポーツの関係で島外において活動されることが非常に多いわけですけども、仮に日曜日に試合や活動が終わった場合、その日は船はないですよね。ですから飛行機を使わなくちゃいけない。コスト的に親御さんの負担は大変だという問題があるわけです。そういう点では、日曜日の運行については、教育行政との関係でもしっかりと検討していく必要があるのではないでしょう

か。

そして、これは我々みんなが経験していることですけども、台風のシーズンだとか、あるいは何かの拍子に日曜日、月曜日にプラスして前後で運航されない場合は、生活物資がほとんどなくなってしまう、スーパーへ行っても棚にはないという状況を体験しているところです。

その点で、次の質問の要旨に進みますけども、フェリーが先ほど奄美海運に変わったという ことでありますが、経営実態を教えてください。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

お答えいたします。

フェリー運航会社の経営状態ということで、直近3年間、平成30年度から令和2年度の平均値でございます。これは1,000円単位でお答えしたいと思いますが、まず、欠損額が7億1,950万3,000円。それから、その補助対象額が7億1,706万4,000円。そして国庫補助金額が5億3,674万1,000円。そして県の補助金が1億8,032万3,000円。それから協議会の補助金として247万8,000円が支出されているところでございます。

以上です。

〇議長 (榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

ありがとうございます。

フェリーを運航する際に、鹿児島-喜界-知名航路は赤字航路であるということが絶えず出てくるわけですが、今町長から御説明いただいたように、年間の赤字額は約7億2,000万です。過去3年間の平均値をとれば、762,000万の欠損が出ているということであります。それに対して、国と県と協議会、これは12市町村でつくっている協議会で、それぞれの負担額が247万8,000円。つまり、国と県と協議会を合わせますと、ほぼ欠損額は充当しているというのがこの3年間の傾向です。

課長の関係で各30年分のデータをいただきましたけども、燃料費が高騰するときに赤字になりやすいだとか、あるいは貨物の量も少ないとか、いろいろ要素はあります。ただ赤字航路であるのは全く間違いないわけであります。

その点、私が先ほど繰り返して、町長からも答弁いただいておりますけれども、基本的には 国に対して本土の国道並みに全額負担してもらうということで、現在国がほぼ100%近い補填 をしている、補助をしていることについて、我々がそれに萎縮したり、躊躇することはないと 思います。国に対してしっかりと、町民の生活航路は確保すべきだということを強く言ってい くことが必要だろうと思います。

時間の関係もありますのでちょっとはしょりますけども、もう1点、農家の方たちが困っているのがドックの期間の問題です。私が調べてみますと、フェリーきかいについては2月に約10日間、そしてあまみが約10日間、合わせて欠航が20日間です。この時期が非常に農家の方にとって重要なのが、1月、2月、3月に町内の園芸農家は一斉に出荷するわけです。そうやっ

て、内地ではできない、本土ではできない作物を提供することによって、一定の市場的な価値を持つという構造になっているわけでありまして、これは今後の問題でありますけども、ドックを別の時期に移行できないか。これが20日間出てまいりますので、そういうことも今後検討する必要があるんだろうと思います。

時間の関係がありますので、先ほどの町長の答弁も含めて、この間の農家の皆さん、町民の皆さん、あるいは教育行政との関係を含めて、町長や我々議員、そしてより多くの町民の皆さんが一緒になって週5便を7便にできれば。もし、そこまでは無理であれば、日曜日を外して、週2日の欠航は別の曜日にずらすという様々な検討をする時期ではないかと思いますが、町長の答弁をお願いします。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

それではお答えしたいと思います。先ほども申しましたが、島々にとっては航路とは、まさに全てを運ぶ生活道路であり、生命をつなぐ海のかけ橋でもあります。その安定航路は離島振興の基盤を支えると考えております。先ほども申し上げました。しかしながら、全国の離島航路のうち、多くが実質赤字運営であり、十分な公的支援をなくしては事業を続けられない窮状を抱えているのも事実でございます。そのような状況を踏まえた上で、島の状況や、先ほどの農家の皆さんの希望等がございますので、そうした要望を鹿児島ー喜界ー知名航路対策協議会においても議論してまいりたいと考えております。良岡議員のエールをいただいたと捉えて、今後とも協議を続けていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

大いにエールを送りたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 私の質問の最後、3番、男女共同参画基本計画の進捗の問題です。

残り時間が5分しかありませんので手短にということですが、町としても、基本計画をつくられて目標を立てています。これは文章に書いてあるとおりです。それに対して、現在どのように評価しているか、今後の課題をどう考えているか、文章に細かく書いてありますので、それに沿って答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

それでは、お答えいたします。

良岡議員の男女共同参画基本計画の進捗についての御質問だと受け取っております。

本町では平成27年度に、個人の人権が尊重され、男女が共に個性と能力を十分に発揮できる 男女共同参画社会の実現を目指しまして喜界町男女共同参画基本計画を策定し、その重点目標 の一つとして議員御案内のとおり、政策・方針・決定への女性の参画の拡大を挙げているとこ ろでございます。

また、女性活躍につきましては、計画策定当時から社会的な流れも急速に進み、法整備によって様々な取組が義務化されたこともありまして、具体的な行動計画や、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、役場における職員の計画的な人材育成と登用に努めるとともに、職員の仕事と家庭の両立、また、特に女性が働きやすい職場の環境整備について取り組んでいるところでございます。

まず、採用後の女性職員の活躍推進に向けた取組についてでございますが、職員は、男女問わず採用初年度から段階的に役職に応じた研修を受講することとなっております。研修を通して、職員としての必要な知識と技術から管理監督者としての役割まで幅広く習得することができます。そういった研修制度を活用して人材育成に努めているところでございます。

次に、女性管理職等の幹部職員の状況でございます。課長級は、いわゆる管理職の比率を計画策定時の平成27年度と今年度で比較してみますと、課の再編、それから機構改革等の影響もあるとは思いますが、5.9%から16.7%とかなり向上しております。

環境的な改善につきましては、先ほど申し上げました特定事業主行動計画等に沿って女性活躍に向けた取組を進めており、実際に成果も出ているところではありますが、議員お尋ねの課題の一つになろうかと思いますけれども、中には本人が昇格を望まないケースもございました。なかなか難しいところもございますが、そこは仕事へのやりがいも含め、引き続き人材育成に取り組んでまいりたいと思っているところです。

また、妊娠出産期から育児まで取得できる休暇、休業を取得しやすい雰囲気づくりに努めるなど、男性職員の積極的な家事、育児、介護への参加についても推進し、役場ですが、一事業所として、議員がおっしゃるとおり、男女平等、ジェンダー平等の推進に積極的に関わってまいりたいと考えているところです。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

〇8番(良岡理一郎君)

ありがとうございます。全国的にも、国を含めてみんなで考えて、今全国的にいろんな努力をする最中でありまして、本町が飛び抜けて進んでいる、あるいは遅れているとは思いません。 残された期間もありますので、引き続き努力していただいて、喜界町の、とりわけ役場職員のところで、まず共同参画の具体化をお願いしたいんだけども、2点だけ教えてください。

今、町で言う管理職は職位はどこからですか。管理職とはどこから言いますか。課長補佐で すか課長ですか、あるいは係長ですか。比率を出すのに大事です。

もう1点。対象が、去年の4月から会計年度任用職員制度を導入しておりますけども、多くの女性の方が働いていらっしゃいます。この会計年度任用職員については今回の基本計画ではどう位置づけられていますか。対象になっていますか。

以上2点をお願いします。

〇議長 (榮 哲治君)

総務課長、吉沢伸一君。

〇総務課長(吉沢伸一君)

お答えします。

管理職の定義についての御質問だと思いますけれども、そこはいろいろ幅広く捉えられるかと思います。今回の良岡議員の御質問に対してのこちらの答弁では、管理職はいわゆる課長級として管理職手当を支給している職員ということで区切らせていただいております。

それから会計年度任用職員についてですが、当然、策定年度、27年度にはそういった制度は ございませんで、当時は臨時職員という形であったかと思います。当時の役割として、正職員 との比較といいますか、管理職とか、そういうところとはまた観点がちょっと違ってくるので はないかと思っております。議員がおっしゃるように、3年後に計画更新時期を迎えます。そ れから我々役場で策定をしている行動計画等もございます。その中で、臨時職員の位置づけに ついてもまた検討を進めてまいりたいと思っております。

〇議長(榮 哲治君)

良岡理一郎君。

○8番(良岡理一郎君)

ちょうど時間が参りましたのでこれで終わりますけども、男女共同参画については、執行部、 議会双方とも様々な努力をしていく重要な課題になろうかと思いますので、一緒になって頑張 っていきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

〇議長(榮 哲治君)

これで良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は1時30分から再開します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

〇議長(榮 哲治君)

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

公共下水道事業について、幸 一美君の発言を許可します。

[幸 一美君登壇]

〇10番(幸 一美君)

休憩に引き続き質問申し上げます。

午前中はコロナ対策で活発な議論が交わされましたが、今後とも感染予防についてはしっかりと取組をお願いしたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

今回は下水道問題、平成22年と平成24年、今回で3度目の質問となります。残念ながら、検討段階で終始しております。

平成24年当時、加入率が49%、690戸の加入がございました。以来、今日現在、9%アップの58%の加入率と伺っております。維持管理目標の65%以上に満たないこの現状を踏まえて、皆さんのこの10年間の取組をどのように理解されておられるか、伺います。

今後の高齢化とともに、処理人口の減少、機械設備等の老朽化に伴う莫大な修繕費など、ま

すます逼迫した状況になってくることも危惧されます。御存じのように、この事業は公共下水 道法の目的とする衛生的な生活環境の向上、海岸や地下水等の水質保全を図るという重要な事 業であることは十分に認識されていると思います。改めて目的達成のために採算の取れた事業 運営に向け最大限の取組が喫緊の課題であることを考え、次の点について質問いたします。

1点目、現在の公共下水道の使用料の1戸当たりの平均額を教えてください。2点目、加入促進において何が問題になっているか、それを教えてください。3点目、宅内配管工事は、トイレ改修を含みますが、ひとり暮らしの高齢世帯、または低所得世帯に対して10万円から15万円の助成ができないか。4点目、本事業が独立採算制であることについてどのように認識しておられるか。

以上4点について、明快な答弁を求めます。

〇議長 (榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

〇町長 (隈崎悦男君)

ただいま幸議員からお尋ねのありました質問に対しまして答弁申し上げたいと思います。 まず、1点目の一般家庭等の使用料の平均額ですが、令和3年5月分のデータで、一般家庭 の平均額が2,491円、それから商業用等が9,903円となっております。

質問で2番、3番、4番と出ましたのでそのままお答えしてよろしいでしょうか。

〇10番(幸 一美君)

はい。

〇町長 (隈崎悦男君)

それでは②ですが、現在、下水道処理区域内での下水道接続率は、先ほど議員もおっしゃいました約58%となっております。接続世帯数は974戸となっております。直近3年の接続世帯数の推移を見ますと、毎年20戸から30戸ほどずつ着実に増えています。しかしながら、接続率が100%にほど遠い数字となっている現状でございますが、その大きな要因としましては、1点目に、高齢世帯や独居世帯などの増加に伴いまして、2点目として、接続には当然工事費がかかってまいりますので、その費用負担が重くなっていることが考えられると思っております。それから、3点目の宅内配管工事等に対して……。これはおっしゃったかな。③番目まで行きましたっけ、議員。

〇10番(幸 一美君)

はい、一応2点で結構です。

〇町長 (隈崎悦男君)

これ全部ですね。助成関係のこともおっしゃったのかな。宅内配管工事のトイレ改修等に対して、ひとり暮らしの高齢世帯、それから低所得世帯に10万から15万円の助成ができないかということも質問にあったかと思います。ここで法令の条文を出すのも何かとは思いますが、下水道法第10条第1項及び喜界町下水道条例第3条の規定によりまして、下水道への接続は義務となっており、接続に係る費用はこれまで個人負担をお願いしてまいりました。しかしながら、現状を勘案すれば、接続しやすい環境づくりに努めていく必要があると考えております。

幸議員の御提案の助成制度は、下水道法第11条の3、水洗便所への改造義務等、第5項の規定によりまして既に検討を進めているところでございます。長年いろいろ質問等ございまして、また手がけていなかったところですが、今、検討を進めております。そのほかにも、金融機関からの借入れ等をして接続されている場合の利子補給制度などについてもできないか、これを担当課のまちづくり課長に調査・検討を指示したところでございます。

4番目の本事業が独立採算制であることについてのお尋ねですが、御案内のように、本事業が受益者負担を原則とした独立採算制である以上、下水道処理区域内にお住まいの住民の皆様には公平な負担を求めるものでなければなりません。同時に、中長期的な経営戦略を基に、健全な事業経営を図るべきであるとも考えております。

一方で、公共下水道事業の収支は一般会計からの繰入金によって均衡を保っているのが現状でありまして、ほかの行政分野の活動財源に影響を及ぼす可能性があることを懸念しているところでございます。ただ、下水道への接続率が大幅に向上したと仮定しましても、やはり一般会計からの繰入金をなくしては事業運営に支障をきたすのが現状だと思っています。このことから、独立採算制を貫徹するためには、接続率の向上に加えて本来ならば利用料の改定等の検討も必要になってまいりますが、現在のコロナ禍において、町民の皆様に新たな不安や御負担をおかけすることは回避しなければならないと思っているところでございます。そのため、現状では、接続しやすい環境づくりの検討や施設の維持管理等のコストダウンを図りながら、一般会計からの繰入金を減額できるよう努めるべきであると認識をしているところでございます。以上でございます。

〇議長 (榮 哲治君)

幸一美君。

〇10番(幸 一美君)

宅内配管は敷地がかなり広いところが多いということ、接続距離が長くなるということ、そういうことでやはり個人負担が増えてくるということで、私は助成問題を取り上げたんですが。あと、浄化槽の場合はトイレ改修は必要ないと思いますけれども、この地域はくみ取りが、調べましたら300世帯からあるということです。そうしますと、どうしてもトイレスペースが狭くなるので改修が必要で、最低でも30万から50万ぐらいかかります。そういうことであれば、高齢者の方々にすれば、水道料も少し上がりますし、それだけ負担をかけても高齢の自分には後継者もいないということで、加入促進が遅れているのではないかと思います。

町長から先ほど答弁がありましたが、ぜひこういった方々を救済していただく。以前も町長が不公平問題があると。加入している方に対して、新たに加入する方に助成すると不公平があるという話がありました。そのときの答弁では、受益者負担という問題。これは宅内配管の受益者負担は、恐らく外部の本管工事の問題だろうと思います。ちょっと見解が違ったのではないかと思っています。私は宅内配管についての助成を申し上げたんですけれども、そのときの町長答弁では助成をしているんだと、だから不公平感が出るんだという答弁でした。恐らくその辺は見解が違うと思っています。

今、この事業は90%以上で採算性が取れるということで事業が始まっています。一部には受益者負担というものが、宅内配管で何十万もかかるという話がされていないという方もいらっ

しゃいました。そういうことを聞いていないと。その辺の説明が徹底されていないということも一つ問題があるのではないか。今の農集排でもそうです。50%という状態があります。ですからこの辺を、今、担当のほうは広報とかいろいろやっていると思いますけれども、この10年で百二、三十戸しか加入ができていない、この辺の取組の仕方がちょっと問題じゃないかと思います。

町長、今後、先ほどはそれでも一般財源からの繰出しが必要とおっしゃいましたけど、一般 財源からの繰出しをなくしても採算が取れるようにするために、もう一度、町長、答弁お願い します。どうやっていかれるのか。

現在は九百何戸入っていますけれども、大体、今、処理人口が1,400から500だと思います。 そうしますと、やはり400近くはまだ残っています。この方々が入らないと、ますます事業運営は苦しくなります。将来的には水道料の値上げということも視野に入れていく考えが出てくると思います。そうなりますと、また、先に加入している方々への不公平が出てきます。ですから私は、先ほど財政調整基金云々と出ましたけれども、やはりこういったときこそ財政出動というものが必要じゃないかと思います。その辺のお考えはございませんか、町長。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

先ほど申し上げましたように、私としましては前向きに、今、検討指示を出しております。 私は職員時代、下水道関係の担当課長をやっておりまして、今、議員から、こういった補助制 度は設けられないかということで再三出ておりますけれども、先に加入された方との公平性、 これが一番のネックになっていたのではないかと思っております。でも、今言われましたよう に、これをずっと放置しておきますと加入率がそんなに上がらない。その中で維持をしていく ためにはどうすればいいか。

それは、先ほども申しましたように、使用料を上げていくしかないと思っています。でもそれでは、さっき申しましたように、喜界町民が使う水道と下水道は、完全に自分たちの生活、生命に関わるインフラですので、これに関しては一般会計から繰り入れるのは当然のことではないかと思っております。それをいかに抑えるか。そのためには、公平性もあるんですが、考え方として、今のままだとお年寄りの家庭などがだんだん増えてきまして、人口も若干今減っていますけど、その中でこれをやっていくと本当に運営、経営が目に見えています。そこで思い切った手を打って、考え方として助成をして加入率を上げる。加入をしていただいて、使用料の公平性というんですかね、多くの方で使用料を割れば運営経費が賄えるわけです。

先に加入していた方も、このまま放置すると使用料を上げなければいけない状態になる。そうじゃなくて、加入していただくために宅配のそういった助成を出して、入っていただいて、 人数を多くして、それで運営のほうも単独でできるような体制にシフトしなければいけない時期に来たのではないかと私としましては思って、今、担当課長に指示を出したところです。

単なる助成もあるんでしょうが、金融機関等のローンの商品化というんですか、そういった ものがないのか、また、つくれないのかといったことも検討に含めて、それに対する利子の補 給とかいろんな方法があるのではないかと思いまして、それについて今、指示を出して検討を 始めたところでございます。

以上です。

〇議長(榮 哲治君)

幸一美君。

〇10番(幸 一美君)

もう10年ぐらい前だと思いますけれども、行政のほうから建設業者に宅内配管に関する見積要請がありました。私どもも近隣の家庭を回って10件ほど見積りをさせていただきました。そして金額を提示しましたら、これではできないという返事が多かったわけです。そういうことで、今後……。個人で業者の方に宅内配管をお願いしますという方はめったにないと思います。ですから、建設業者を動かして、その方々にこういった見積りの協力を要請していけば、加入も少しは促進できると思っています。ですから、今後はこういった事業所にもお願いをして、できるだけ採算の取れる事業運営が早くできるようにお願いしたいと思います。

いろいろ検討されているようでありますけれども、これをいつまでも長引かせるということは、処理人口が減少していく、ますます使用料収入も入ってこない、事業運営自体がますます苦しくなると思います。ですから、そう何年もこの問題は放っておけないと思います。ですから、行政としてあと何年ぐらいでめどをつける、このぐらいの目的を持った取組をしていかないと、この問題はずるずるといっちゃうと思います。そうしますと、ますます事業運営は苦しくなると思います。ひいては財政運営にまで波及することも考えなければならないと思います。国から財源をいただいて補塡しているわけですから、いつまでも国が豊かでいろんな市町村に配分ができるかという問題があると思います。人口も当然減少してまいります。そうしますと、それだけ交付金も減ってくると思います。そういったときに慌てないためにも、今からしっかりと独立採算という名目を掲げているわけですから、それに見合った取組をぜひお願いをして私の質問を終わりますけれども、町長、よろしくお願いします。

〇議長(榮 哲治君)

これで幸 一美君の一般質問を終わります。

続いて、身障者や高齢者に優しいまちづくりについてほか2件、生島常範君の発言を許可します。

生島常範君。

[生島常範君登壇]

〇3番(生島常範君)

町民の皆様、議場の皆様、うがみせら。お疲れさまです。無所属新人、生島常範でございます。昨年11月、議会議員に押し上げていただいて以来、3回目の定例会となります。今回も町民の方々からいただいた声を行政執行部のほうに届けたいと思います。よろしくお願いします。マスクを取らせていただきます。

今回は3点、町民の声を届けたいと思います。

まず最初に、身障者や高齢者に優しいまちづくりについてでございます。

身障者の方のみならず、高齢者の方々にも優しい喜界町の実現のためにも、公共施設のバリアフリーの検証が必要ではないかというお問合せがありました。その前にちょっと調べてみま

したら、鹿児島県では、皆さん御存じのように、平成21年11月からパーキングパーミット制度、日本語で言いますと駐車利用証制度と申しますけれども、それを導入しております。目的は、身障者のみならず、高齢者、妊産婦、骨折などによる松葉づえ利用者の方々など本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図るためでございます。そうした方々が安心して利用できるような制度でございまして、喜界町の中では、喜界事務所とか喜界高校、あと、喜界空港などにステッカー、立て看板がございます。

そういったことを踏まえて1点目でございますけれども、身障者の方々専用駐車場の白線が薄くなったり、あと、立て看板やステッカーがない箇所が多いという指摘がありました。喜界町の施設の中で看板や表示板が設置されているのは図書館の駐車場のみでございます。先ほどの点から申し上げて、そういったところのチェック、点検が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

〇町長 (隈崎悦男君)

生島議員の身障者及び高齢者に優しいまちづくりについてお答えいたします。

まず、本町の身障者専用駐車場の現状でございますが、町が管理する施設におきましては役場庁舎に5台分、それから図書館に1台分、加工センターに1台分設置してございます。

議員が御指摘のように、役場庁舎においては看板は設置しておらず、また、白線が薄くなっているところがございます。身障者が安心安全に暮らせるよう、ほかの施設も含めて順次点検、整備してまいりたいと思っております。

また、役場庁舎前の駐車場においては1台分、県が推進する、先ほど申しましたが、パーキングパーミット制度に基づく駐車場を整備するため協定を締結しております。パーキングパーミット制度は、要件を満たし登録すれば、身障者だけでなくほかの障がい者、高齢者、妊産婦等も利用できます。併せて整備を進めてまいりたいと思っております。店舗、事業所につきましては、商工会を通じて身障者専用駐車場、それからパーキングパーミット制度駐車場の整備推進を図っているところでございます。

パーキングパーミット制度については、多くの町民に制度周知を図るため、広報紙等を通じて広報してまいりたいと思っております。

以上です。

〇議長(榮 哲治君)

生島常範君。

〇3番(生島常範君)

今、町長がおっしゃるパーキングパーミット制度ですけれども、現在、ちょっと確認しましたら喜界町では20名の方が登録されているということです。しかし、その立て看板、掲示板はございません。これは、鹿児島県によりますと、無償で提供してくれると。もちろん設置費は自治体で持ちますけれども、もし破損した場合も取り替えてくれるということですので、例えば、喜界町の役場の前に、さっきおっしゃったように左側に3か所ございます。看板を立てな

くても大きな柱がありますので、そこにステッカーをつけられるのではないかと思います。そ の辺を早急にできないかと思いますけど、いかがでしょうか。

〇議長(榮 哲治君)

保健福祉課長、吉行 進君。

〇保健福祉課長(吉行 進君)

お答えいたします。

町長からもありましたとおり、今後、順次、公共施設につきましてはパーキングパーミット 制度を含めた駐車場の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(榮 哲治君)

生島常範君。

〇3番(生島常範君)

分かりました。全ての町民が安全で安心して暮らせるまち、優しいまち、実感できるバリアフリーを実現するためにも必要な視点だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。身障者や妊産婦、難病患者、あと、けがをした方、そういった方々にとって優しいまちというのは全ての町民にとって優しいまちですので、ぜひよろしくお願いします。

そういう視点からもう一つ。次に参りますけれども、図書館についてなんですけれども、図書館は、皆さん御存じのように昭和60年に建設されております。図書館には駐車場がございます。身障者、高齢者の方々も多く利用されますので、その視点から見ると非常に利用しにくい面があると感じます。といいますのは、駐車スペースが道路側にあります。そして、歩道のない交通量の多い道路を歩いて、そして正面入り口のスロープの登り口から上がっていきますけれども、そこには手すりもございません。また、駐車場の横にはスロープがあって、階段を上っていくと図書館の軒下を通って行く道がございます。そしてまた、入り口の前になると段差がございます。そういったことを考えると、確かに利用しにくい場所になるのではないかなと思っております。

また、この軒下のタイルは結構滑りやすくて、ある1歳児のお母さんに言わせると、雨が降ったときには図書館は一番いいところだ、子供を連れていくんだけれども、あそこはちょっと滑りやすくて怖いという声もあります。それも含めてお尋ねします。

そうした視点から見ると、利用者が多い中央公民館、そして図書館の利用が便利なように、 中央公民館の正面玄関の右側のスペースに身障者用の駐車場が新設できないか、そしてスロー プにも手すりが設置できないかと考えますけれども、御答弁をお願いいたします。

〇議長 (榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

2番目の問い、中央公民館の障がい者専用駐車場についてですが、中央公民館、それから図 書館とも移動がしやすい場所の設置について検討してまいりたいと思っております。

今議員がおっしゃいましたように、図書館は昭和60年に完成しました。これは長島氏の寄贈によるもので、また、公民館についても昭和58年という大体同じような時期に新館が建てられ

ました。そのときの設計というんでしょうか、バリアフリーまで考えが及ばない設計が多かったかと思います。玄関が階段状になっているとか、議員御指摘のように、障がい者の方には本当にきつい、つらい場所となっているのではないかと思いまして、その辺は検討してまいりたいと思っております。

それから、スロープに関しましても、手すりを設置するとか、また、それがどういう取付ができるのか、安全性に問題はないか、十分に検討を加えて実施してまいりたいと思っております。

以上です。

〇議長(榮 哲治君)

生島常範君。

〇3番(生島常範君)

明快な御答弁を伺いまして、これから改善されることを期待したいと思っています。できれば早めにお願いしたいと思います。

続きまして、2点目に参りたいと思います。

一般廃棄物最終処分場の建設についてでございます。

3月議会でもありましたように、執行部のほうで建設候補地の塩道・佐手久の両地区民に対して説明会を行っております。町長の御答弁では、令和3年度中に土地を取得し、事業交付申請をして、できれば令和4年度をめどに新施設の建設計画、着工の計画ということですけれども、一番大切な塩道・佐手久両地区住民の方々の不安払拭と理解を得る作業を今していると思いますので、その進捗状況をそれぞれの地区別に教えていただければと思います。よろしくお願いします。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

この問題は前回、米田議員から御質問がございましてお答えしましたが、廃棄物処理法では 市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされ ておりまして、一般廃棄物の処理計画は、長期的視野に立った一般廃棄物処理の基本となる一 般廃棄物処理基本計画と、年度ごとに基本計画実施のために必要な事項を定める一般廃棄物処 理実施計画から構成されております。本町におきましても、平成26年3月に一般廃棄物処理基 本計画を策定し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めるとともに、循環型社会の実現に 向けて努力しているところでございます。一般廃棄物最終処分場の建設も基本計画に基づく施 策でございます。

ただいま御質問の、一番大事な地区住民の不安払拭、それから理解を得る作業の進捗状況についてでございますが、これまで塩道集落で2月と5月の2回、佐手久集落で2月に1回の集落説明会を開催し、施設の概要、それから搬入計画、環境への影響などを説明しております。

今後のスケジュールでございますが、先日、予定地の大部分を占めます塩道集落及び近隣2 筆の同意も得られたことから、今年度中には土地の取得、事業交付申請、それから設計委託を 行えればと考えておるところです。施設の完成には、順調にいっても令和6年までかかるので はないかと見込んでおります。

御理解、御協力いただきました塩道集落及び近隣の所有者の方々に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも集落から出された御要望の対応や情報開示に努めてまいりたいと思っております。

以下、詳細につきましては担当課長のほうから説明させていただきます。よろしくお願いします。

〇議長(榮 哲治君)

町民税務課長、富 充弘君。

〇町民税務課長(富 充弘君)

生島議員の御質問にお答えをいたします。

一般廃棄物最終処分場の建設予定地であります塩道の屈那地区や塩道集落をはじめ、塩道・ 佐手久集落の方々の個人名義の土地がございます。そのため、2月に両集落で説明会を開催さ せていただきました。

両集落の説明会では、現況と、処分場を設置した場合の環境に与える影響についての調査結果、それから、施設の概要、シートの構造、シート破損の監視体制と対応方法などについて説明をしたところです。

また、予定地の大部分を占める塩道集落からは、集落の常会で再度説明してほしいという御要望がございましたので、5月の30日日曜日に説明会を開催したところです。同説明会では、事前に塩道集落全戸に資料を配布いたしました。また、前回の御質問を踏まえまして、追加の資料も用意し、説明をしたところでございます。また、その説明会では臭いへの不安が出されましたので、処分場は当初の2月の計画ではオープン型を予定をしていたところですが、クローズ型、屋根つきを提案したところであります。

また、佐手久集落からは車両の搬入ルートの変更要望が出されております。つまり、集落を通らないルートにしていただけないかということです。今の予定では、佐手久集落に下りまして、グリーンストアを右折して処分場へという形でした。距離的にそちらのほうが短かったものですからそのように予定しておりますけれども、それについても御要望がありました。環境影響調査では環境に及ぼす影響はないとの調査結果が出ているんですけれども、集落の要望を踏まえ、今後検討してまいりたいと思っております。

施設の予定地の塩道集落の共有地、それから近隣の2筆の同意が得られておりますので、先 ほどありました町長からのスケジュールどおり進めていければというふうに考えております。 以上でございます。

〇議長 (榮 哲治君)

生島常範君。

〇3番(生島常範君)

塩道集落の方々からこういった声がありました。 2回の説明会はとても誠意がこもっていて、 先ほど課長から説明があったように、全戸に資料を配布していただいて、詳しい資料までつい ていて事業の内容も分かったと。喜界町で自分たちの出したごみを最後まで面倒見なければい けないというのは法律で決まっていることなので、どこかが受けなければならない、そういう 事情はよく分かりましたという声が多かったです。

そして、佐手久の方々から実は、今もありましたみたいに搬出ルートを変更してくれないかという要望と、あと、南海トラフ地震とか津波とかがあったときの対応は大丈夫なのか、もし何かあったときには誰が責任を取るんだ、町なのか県や国なのか、その辺をはっきりしてほしいという声もありました。

そういったことも含めて、ある方からの提案ですけれども、紳士協定と言われる環境保全協定というのがございます。それは、国のレベルでちゃんと基準を上回るぐらいの厳しい管理をした上でさらに上を目指すという紳士協定でございます。これは結ばなくてもいいんですけれども、そういったものを結んでいる地域もあると聞きました。ぜひ両地域と環境保全協定を締結して、何かあったときには喜界町がちゃんと責任を取りますと、ちゃんと対応しますといったことを明記していただいたらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(榮 哲治君)

町長、隈崎悦男君。

〇町長 (隈崎悦男君)

お答えいたします。

ただいま私のほうから、それから担当課長のほうからもお答えしましたが、集落には何度かお伺いしまして、集落の皆さん方には、本町ではこういった責任のある最終処分場をどうしても造らなければならないことを承諾していただいたという報告を受けております。その中で、さらに、どういった内容の協定書を言われているのかちょっと分かりませんが、同意をいただいて、今、それに向かって進めているところでございます。

それと、何かあった場合は喜界町は責任を取るのかということですが、ちょっと私のほうでは今、そういった認識がないのでお答えすることはできません。そこまで必要なのか……、報告を受けたのは、集落の方々も大変な不安をお持ちでしょうが、やむなしで賛成だというような報告を受けていますので、その中で協定を結ぶというと、どういった協定なのかちょっと私もイメージが湧かなくてお答えしかねます。

〇議長 (榮 哲治君)

ちょっと待ってください。

町民税務課長、富 充弘君。

〇町民税務課長(富 充弘君)

紳士協定の前の2点についてお答えをいたします。

まず、ルートの件については先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、南海トラフの件ですけれども、塩道集落の最初の説明会でもそういう御質問が出ました。それを踏まえまして、私どもそのときには資料を持っていなかったものですから再度調べ直しまして、令和3年3月に県のほうが南海トラフの津波の予想関係を全部見直しておりまして、予定地については津波のおそれはないという判断が、今、県のホームページにも公表されているところです。

以上です。

〇議長(榮 哲治君)

生島常範君。

〇3番(生島常範君)

環境保全協定というのは、そういった協定を結んでいるところもあるよという情報があった ものですから、検討していただければということです。要するに、住民の方々にそういった、 大丈夫ですよ、もちろん町が責任取って対応しますということを説明することが大事だと思い ます。

塩道集落では2回行っていますけど、もちろんこれからまた佐手久集落でも行うと思います。 佐手久の方々からもそういった不安の声があります。といいますのは、隣接地に畑や牧草があ りますので。牛舎もありますよね。そんなことで、何かあったときに大丈夫なのかと。最近テ レビでも言っていましたけれども、南海トラフ大地震というのは30年以内に80%の確率で起こ る可能性があると。大体88.2年に1回ぐらいのペースで起こっているんで、30年の間に80%の 確率で起こるという報道もありますので、その辺で不安があるということです。

その辺も含めて、佐手久の方々にももう少し丁寧な、そういった不安を払拭する説明をした らどうかと思うんですけど、佐手久集落での説明会の予定等は決まっているんでしょうか。

〇議長(榮 哲治君)

町民税務課長、富 充弘君。

〇町民税務課長(富 充弘君)

佐手久集落で今のところ2度目は予定していないんですが、その辺は区長さんから要望があれば、出向いてしたいと思います。

なお、そこには3筆と、それから奥のほうに5筆ぐらい残っているわけですけれども、今、 牧草地として利用されております。そこの牧草を作っている方々とも協議をしまして、屋根型 であればいいのではないかというようなことで心配はないというふうな、それならばオーケー というようなお答えもいただいているところです。

〇議長(榮 哲治君)

生島常範君。

〇3番(生島常範君)

区長さんとも連携を取って、佐手久集落でも説明会をしていただくことを希望します。

そして、集落の方から、喜界町のために、みんなのためにこういった施設を受け入れるんですから、ただのごみの山というふうになってしまったら寂しいと。ですから、周囲にきれいな花を植えるとか、四季折々の花が見られるようなフラワーパークみたいなものを造れないかとか、あと、両地区を含めて早町地区の人たちが一番懇願している町営住宅なども、これを機会に町にちょっと要望してできないかとか、そんな声も出ていますので、そういった声にも耳を傾けていただいて対応していただければと思っています。

それと、もう一つありました。

これを機会にごみの減量とか分別のこととか、あと、生ごみ対策ですね。生ごみを堆肥化するとか、そういったことも学ばせてもらったので、ぜひ広報紙などを通して町民に啓発しているんな指導をしていただきたいといった要望もありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それをお願いしまして、じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

最後になりますけれども、喜界島らしい教育についてについてでございます。

これも高齢者の方々から声があったんですけれども、令和3年度の町長、教育長の施政方針の中にもありましたように、伝統文化の積極的な継承活動など郷土教育を推進し、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ子供の育成の具現化のために伺いたいと思います。

これまで絶えずPDCAサイクルを実施して様々な実践を行ってきたと思いますけれども、 これまでの実践を通した課題と将来へ向けての展望を教えてください。よろしくお願いします。

〇議長(榮 哲治君)

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

〇教育長 (久保康治君)

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、喜界町教育委員会では、ふるさとと自らの未来を開く教育の推進を基本理念に掲げ、様々な郷土教育の実践に取り組んでいるところでございます。ふるさとに誇りを持つ子供たちの育成に取り組んでまいりました。その一環として、先ほど挙げていただきました伝統文化の継承活動を取り入れてきているところでございます。

具体的には、実践としては、総合的な学習の時間で島唄や三味線、しまゆみたの学習、運動会や学習発表会などでの島唄や八月踊りの発表、町教育委員会主催の島唄・しまゆみた発表会の実施などが挙げられます。

そのほか、早町小学校が、国立教育政策研究所の研究開発校として、喜界島の伝統文化に誇りを持ち、受け継いでいこうとする児童を育成する教育課程の創造を研究テーマに掲げ、伝統文化の継承活動を組み入れた教育課程の研究に取り組んでいるところでございます。また、社会教育においては、重点施策の中に、豊かな文化、伝統の継承を提唱し、島唄、八月踊りの保存、継承を支援しているところでございます。

実践については以上でございますが、成果と課題については、学校教育の面では子供たちの取り組む姿勢や伝統文化に対する意識づけなどで一定の成果を得ていると考えております。しかし、その他の教育活動との兼ね合いなどから、時間の制約、あるいはまた、学校内の活動にとどまるなどの課題があると認識しております。今後、情報発信等にまた努めてまいりたいと考えているところでございます。

社会教育の面におきましては、伝統文化の重要性は町民におおむね共有されているというふうに受け止めておりますが、具体的な取組や実践活動には温度差、あるいは格差が見られ、広がりや深まりが見られないという、やや難しい状況が懸念されております。

今後のまた展望として、そういった課題をどう解決していき裾野を広げていくか、関係方面 と連携した検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇議長(榮 哲治君)

生島常範君。

〇3番(生島常範君)

課題もあるということで、その課題を克服すべき検討をよろしくお願いします。

地域の方々からこんな声がありましたのでちょっと御紹介します。

「学校再編からやがて10年になります。集落内に子供たちはいるんですけれども、誰の子か、誰の孫か分からなくなった。地域から学校がなくなったこの時代だからこそ、高齢者だけの活動とか子ども会だけの活動のほかに、月に1回でも長寿会と子ども会との交流活動などを推進して地域の歴史や伝統、文化などを伝えることが大事ではないだろうか」と、そういう声でございます。

また、学校においてはゲストティーチャー、地域の方に学校に来ていただいて子供たちに直接指導していただく制度ですけれども、ゲストティーチャーの方々に声をかけていただいて、 集落在住の子供たちに言葉やいろんな文化を指導する機会があると。とても楽しみにしている と。うれしく思っていると。こうした取組を、先ほど教育長もおっしゃったように、学校だけ にとどまっているという言葉がありましたけれども、こうした取組をぜひ集落でも誰かが企画 してくれないものだろうか、私たちは謝礼など要らないから誰か段取りをしてほしいという生 の声もいただいております。

その視点からお伺いします。2番目の質問になりますけれども、地域の高齢者との触れ合い活動の充実を強く望む声があるんですけれども、この活動においては先ほど温度差があるということでした。これはどのようにしたら解決していくと思われますか。

ちなみに鹿児島県では第3土曜日に青少年育成の日が設定されております。この日はそうした活動を推進するためにあるのではないかという声がありました。その点も含めてちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

〇議長(榮 哲治君)

教育長、久保康治君。

〇教育長 (久保康治君)

地域、あるいはまた高齢者などとの触れ合い活動ということでございますけれども、まず、 学校においての取組を一部紹介させてください。

先ほどありました伝統文化の継承活動については、高齢者を招いて学校で触れ合い、あるいはまた交流を図っております。そのほかにも、昔遊び、あるいはおもちゃ作り、さとうきび栽培、ゴマ菓子作りなど、様々な郷土に関する体験活動学習で地域の高齢者に、昨年はちなみに延べ43名の地域の方々に学校においでいただきまして、触れ合い、交流学習を進めました。これは主にきかい学校応援団事業を活用しているところでございます。

ただ、先ほど御指摘がありましたが、この学校応援団事業についてはあくまでも学校が主体となっている取組でございまして、時間的な制約や学校の負担というのもあります。これ以上大きく広げていくのも難しいかなと考えております。PTAあるいは地域の高齢者、関係団体、そういった集落、校区等での今後の触れ合いであったりそういったことについて、今、議員からもありましたけれども、同じ共通の悩みを持っておりまして、どういうふうに解決していけばいいのか。先ほどの御質問の最後のところで「関係方面と連携して」ということを、私、申し上げましたけれども、じゃあ、具体的にとなりますと、どこから取っかかっていくのかという難しさもございます。

ただし、我々の島の豊かな文化、あるいはそういった残すべきものについて何とか取り組んでいかなければいけないと考えておりますので、どうやって裾野を広げていくのか、あるいは地域での受皿をどうつくっていくのか、そういった辺りも教育委員会含めて、教育委員会のみならず、地域の方々ともまた何らかの形で意見交換しながら取り組んでいかなければいけないだろうと思っておりますけれども、実態としては、先ほど申したとおり、かなり温度差、あるいはまた格差なども見られているのが実態でございます。

〇議長(榮 哲治君)

生島常範君。

〇3番(生島常範君)

参考までに、私、地域の子ども会育成会の活動をちょっと訪ねてみました。こんな活動をしております。5月、レクリエーション、野球をします。6月に美化作業をして、7月にみこし造り、8月に夏祭り参加、9月に空き缶拾い、10月に豊年祭まつりに参加、11月に二中文化祭に参加、12月はクリスマス会、1月、敬老会参加、2月、美化作業、3月、お別れ会ということなんですけれども、子ども会育成会の会長さんの負担の軽減のために、毎回、担当の保護者が決まっていて準備段取りをするようにしているということです。そして、7月と9月と12月と2月と3月、この5回は青少年育成の日である第3土曜日に実施している、ほかの月は喜界町や地域集落の行事に合わせて実施しているということです。

課題は何かと聞いてみたら、びっくりしたんですけれども、第3土曜日は中学生の部活があるために、部活を休むか、もしくは小学生だけの参加となる場合があるという回答がありました。そして、以前は餅つき大会とか長寿会との連携にしていたんですね。学校があるときにもですね。ところが、最近はそれはなくなっていると。結局、若い保護者の方々が担当していますので、なかなか長寿会の方々、区長さんとかと交渉して段取りするというのは難しい面があると。それがあってできない、それができたらいいんだけどなということを言っております。

一方、御存じのように、中学校の新学習指導要領で目指す子供の姿というのは、持続可能な 社会のつくり手を目指しております。持続可能な社会のつくり手、担い手ですよね。もう大人 と変わらないことを考えている。そのために今の教育は、もう実際にやっていますけれども、 本質的、根源的な問題を生徒に考えさせ、協力、協働して解決への道を考えさせる教育、そう いったことを、今、学校では行っておりますね。

そのために、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う地域学校協働活動推進員という制度があると思います。設置されておりますね。それは鹿児島県もやっておりまして、鹿児島県の先進地と言われるところは地域で表彰も行っております。その中を見ますと、高齢者をふるさと先生、ふるさとの先生ですね、ふるさとを教えてくれる先生という位置づけで子供たちに触れ合い交流をしているという実績報告もございました。

それは喜界町では行っているんでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。地域 学校協働活動推進員の方々、いわゆる今の子ども会育成会の保護者の方々と地域をコーディネ ートする、そういった役割の方々ですけど、いらっしゃいますか。

〇議長(榮 哲治君)

教育長、久保康治君。

〇教育長 (久保康治君)

保護者の理解とか関係者の協力という話も前半でありましたけど、そこについては特に具体的な質問ではなかったというふうに受け取っております。今ありました地域学校協働活動の推進ということで、本町の教育行政グランドデザインのほうにも載せてございますけれども、中身的には先ほど申し上げました学校応援団事業、これの発展的な形でございます。

御指摘がございましたけれども、県内でも幾つかのところで先進的に取り組んでいるところもありまして、私も実際、こちらでこの職に就く前にそういったものを経験しております。コーディネーターを置いて、その人が中心となって地域と学校を結んでいくとなっておりますが、十分な成果が上がっているかどうかについてはまた検証していきたいと思っております。どうしてもそれについても学校内での活動にとどまってしまうという課題は私も経験した中でつぶさに見てまいりました。ですから、地域の活動を中心となってやっていく人の発掘とか、そういったところまではなかなか難しい。現状でですね。というのも見聞きしております。

それから、青少年育成の日の活動と部活動との関連については、部活動のほうも週1日、あるいは2日休むようになっておりますので、可能な限りそこに合わせていく形を取っていきたいと思っておりますけれども、ただ、聞くところでは、地域によってその日の活動があるところ、ないところ、あるいはまた違う週に実施しているところなどもあるようで、その辺りで子供たちがどうやっていくか、統一してその日にやるのかどうかというのも一つの課題にはなっております。

〇議長(榮 哲治君)

生島常範君。

〇3番(生島常範君)

いろんな課題があると思います。実際にやるとなるとですね。それを一つずつクリアしていくように、ぜひお願いしたいと思っています。

そして、先ほどの地域学校協働活動推進員、これは学校と地域のコーディネートをやっていくということで、地域と子供たちというにはちょっと難しいのかなということが分かりました。 しかし、そういった方々が地域の中でもまた機能するような新しい仕組みもぜひ考えていただきたいなと思っております。

以前は社会教育委員の会議というのがあって、私も実は参加したことあるんですけれども、その中には長寿会から地女連、青壮年団区長会、議員も入ってましたけれども、みんなで子供たちの健全な育成を願う、そのために話し合う会議がありました。ですから、地域によって温度差があるとおっしゃいましたけれども、確かにそうかもしれません。だからといってしないんじゃなくて、できるところから進めて、できるところからどんどんPRして、町のほうでPRして、どこどこ集落がこんなことしていますよというふうにPRしていけば、向こうに負けちゃいけないと、どうしてもそういった気持ちが湧きますので、伸ばしていくぞという思いが皆さんありますので、そういったところから先進地を喜界町の中にもつくっていくといったことを私は考えていったほうがいいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。だから、できるところはどんどんやってもらう、それをどんどん表彰という形で広報して、そして、ほかのところへの波及効果を狙うという考えでございます。そういったことを検討していただけ

ないかと思っていますけれども。

〇議長(榮 哲治君)

ちょっとすいません。生島君、通告外の部分も入っていますので、まとめてお願いします。 あまり範囲が広過ぎるので簡潔にお願いします。

〇3番(生島常範君)

はい、すみません。

〇議長(榮 哲治君)

生島常範君。

〇3番(生島常範君)

関連することでぐんぐんと深みに入っていっているんですけれども。

教育長はよく御存じだと思います。ですから、具体的な効果を生むような仕組みがつくれないかということです。

職場でも、公務員の方々も学校でも、今、PDCAですね、計画、実践、検証、修正ですか、そういうサイクルでやっていますので、ですから、ぜひそれをしていくと。また、PDCAの時代はもう終わったと。今はCPDCA、つまり、計画の前にまず検証だよということを私は聞きました。今はまず計画する前に検証、これまでどうだったかを踏まえて計画するということです。そういった体制をつくっていただければと思っております。

それを要望しまして私の質問を終わらせていただきます。

〇議長(榮 哲治君)

以上で、一般質問を終了します。

暫時休憩します。再開は14時45分からです。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

〇議長(榮 哲治君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △ 日程第6 承認第3号 令和2年度喜界町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について
 △ 日程第7 承認第4号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について
 △ 日程第8 承認第5号 令和2年度喜界町介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
 △ 日程第9 承認第6号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- の専決処分について △ 日程第10 承認第7号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- △ 日程第11 承認第8号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

の専決処分について

の専決処分について

〇議長(榮 哲治君)

日程第6、承認第3号、令和2年度喜界町一般会計補正予算(第8号)の専決処分についてから、日程第11、承認第8号、令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

「町長隈崎悦男君登壇」

〇町長 (隈崎悦男君)

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、承認第3号、令和2年度喜界町一般会計補正予算(第8号)ほか5件について御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。承認第3号、令和2年度喜界町一般会計補正予算(第8号)でございますが、歳入歳出それぞれ4億2,348万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億1,057万2,000円とするものでございます。

繰越明許費の追加及び変更につきましては、8ページの第2表、繰越明許費補正のとおり、 追加するものは奄美群島成長戦略推進交付金事業でございます。また、変更し減額するものは、 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、新型コロナウイルスワクチン対策費、 ひまわり第一保育園整備事業負担金、子育て支援センター建設工事、農地農業用施設災害復旧 事業でございます。

地方債の変更につきましては、9ページの第3表、地方債補正のとおり、変更し減額するものは、過疎対策事業債、辺地対策事業債、災害復旧事業債、減収補塡債、公営住宅建設事業債、公共事業等債でございます。

それでは、2ページから7ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、2ページから4ページにかけまして款ごとに補正の増減を掲げてありますが、合計しまして4ページのとおり4億2,348万4,000円の減で、補正後の歳入は86億1,057万2,000円となっております。

次に、歳出でございますが、5ページをお願いします。

全て減額でございます。議会費258万9,000円、総務費5,643万7,000円、民生費7,454万7,000円、衛生費6,486万7,000円、農林水産業費7,806万8,000円。6ページをお願いします。商工費710万5,000円、土木費4,651万7,000円、消防費704万9,000円、教育費5,021万2,000円、災害復旧費3,530万円。7ページをお願いします。公債費79万3,000円を減額いたしました。各種事業等の執行残による減額でございます。

次に、承認第4号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ4,419万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,371万6,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ183万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,921万8,000円といたしました。

事業勘定の減額の主な理由は、保険給付費の一般被保険者療養給付費の減額によるものでご

ざいます。直営診療施設勘定の減額は執行残でございます。

次に、承認第5号、令和2年度喜界町介護保険特別会計補正予算(第4号)でございますが、 歳入歳出それぞれ754万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億621万3,000円と いたしました。

減額の主な理由は、保険給付費の介護サービス等諸費の減額によるものでございます。

次に、承認第6号、令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)でございますが、歳入歳出それぞれ142万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,008万4,000円といたしました。後期高齢者医療広域連合給付金の確定と総務費の総務管理費の執行残によるものでございます。

次に、承認第7号、令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、歳入歳出それぞれ1,579万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億308万4,000円といたしました。

減額の主な理由は、施設管理費の執行残と農業集落排水施設整備費の減額によるものでございます。

次に、承認第8号、令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)でございますが、歳入歳出それぞれ2,218万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,495万3,000円といたしました。

減額の主な理由は、公共下水道施設整備費の減額によるものでございます。

以上6件について報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(榮 哲治君)

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第3号から承認第8号までの6件については、会議規則第39条第3項の 規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (榮 哲治君)

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。 これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

討論なしと認めます。

これから承認第3号から承認第8号までの専決処分の承認を求める6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (榮 哲治君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、令和2年度喜界町一般会計補正予算(第8号)の専決処分についてから、承認第8号、令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分についてまでの6件は、承認することに決定しました。

△ 日程第12 承認第9号 令和3年度喜界町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について

〇議長(榮 哲治君)

日程第12、承認第9号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

「町長隈崎悦男君登壇】

〇町長 (隈崎悦男君)

承認第9号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第1号)の専決処分についてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

歳入歳出それぞれ1億2,261万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億9,726万3,000円 といたしました。

増額の理由は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の追加によるもの でございます。

以上、報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(榮 哲治君)

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第9号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。 これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

討論なしと認めます。

これから承認第9号の専決処分の承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第1号)の専決処分については、承認することに決定しました。

△ 日程第13 承認第10号 喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

〇議長(榮 哲治君)

日程第13、承認第10号、喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題と します。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

〇町長 (隈崎悦男君)

承認第10号、喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、専決処分の御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町税条例等の一部を改正する条例を別紙のと おり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでご ざいます。

理由としましては、地方税法昭和25年法律第226号の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

主な改正点として、個人町民税の非課税の範囲について、扶養親族の範囲を明記し、均等割の税率の軽減においても同様に改正するものでございます。

以上、御報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(榮 哲治君)

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第10号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を 省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(榮 哲治君)

討論なしと認めます。

これから承認第10号の専決処分の承認を求める件を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (榮 哲治君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号、喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

△ 日程第14 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について(一般会計)

△ 日程第15 報告第4号 事故繰越し繰越計算書について(一般会計)

△ 日程第16 報告第5号 繰越計算書について(水道事業会計)

〇議長 (榮 哲治君)

日程第14、報告第3号、繰越明許費繰越計算書について(一般会計)から、日程第16、報告第5号、繰越計算書について(水道事業会計)まで、以上3件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

「町長隈崎悦男君登壇】

〇町長 (隈崎悦男君)

報告第3号、繰越明許費繰越計算書についてほか2件について御報告申し上げます。

報告第3号、令和2年度喜界町一般会計補正予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、総務管理費の奄美群島成長戦略推進交付金事業ほか15件で、翌年度繰越額合計は9億3,278万5,164円でございます。

次に、報告第4号、令和2年度喜界町一般会計補正予算の事故繰越は、別紙のとおり翌年度 に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、一般廃棄物焼却施設整備費5億4,927万2,000円でございます。

次に、報告第5号、令和2年度喜界町水道事業会計予算の繰越額は、別紙のとおり翌年度に 繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、建設改良事業1,500万円でございます。

以上3件、御報告申し上げます。

〇議長(榮 哲治君)

以上で報告を終わります。

△ 日程第17 議案第25号 令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号)について

〇議長(榮 哲治君)

日程第17、議案第25号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号)について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

〇町長 (隈崎悦男君)

議案第25号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由の御説明を 申し上げます。

令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号)でございますが、歳入歳出それぞれ9,110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億8,836万8,000円とするものでございます。

地方債の変更につきましては、4ページの第2表、地方債補正のとおり、過疎対策事業債を 増額するものでございます。

それでは、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の各款の増減について説明申し上げます。 歳入については全て増額でございます。国庫支出金522万8,000円、繰入金1,646万4,000円、 諸収入3,101万3,000円、町債3,840万円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、3ページをお願いします。

歳出の増でございますが、総務費2,695万2,000円、民生費522万8,000円、衛生費4,216万3,000円、農林水産事業費582万7,000円、商工費1,347万5,000円を増額するものでございます。 一方、歳出の減額は、教育費254万円を減額するものでございます。

今回の補正予算の主なものは、財産管理費の造成工事、廃棄物処理施設費の実施設計委託料、 国立公園滞在型ツアー推進整備事業の追加が主なものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い いたします。

〇議長(榮 哲治君)

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号) については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第18 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

△ 日程第19 議案第27号 喜界町固定資産評価審査委員会条例及び喜界町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

〇議長(榮 哲治君)

日程第18、議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてから、日程第19、議案第27号、喜界町固定資産評価審査委員会条例及び喜界町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

〇町長 (隈崎悦男君)

条例関係等につきまして、議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてほか1件について御説明申し上げます。

議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について御説明申し上げます。 喜界町辺地に係る総合整備計画を変更し、国立公園整備事業の追加や畑地帯総合整備事業費 の追加等を行い、それに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等 に関する法律第3条第8項において準用する同条第5号の規定により、総務大臣へ喜界町辺地 に係る総合整備変更計画を提出する必要があるため、同法律第3条第1項に基づき議会の議決 を求めるものであります。

次に、議案第27号、喜界町固定資産評価審査委員会条例及び喜界町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

喜界町固定資産評価審査委員会条例及び喜界町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

喜界町固定資産評価審査委員会条例に定める審査申出書及び口述書の押印、喜界町職員の服務の宣誓に関する条例に定める宣誓書の押印を省略するものでございます。

以上、説明いたしましたが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (榮 哲治君)

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第26号、議案第27号については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第20 議案第28号 令和3年度第1回電算用関連機器共同調達の物品売買契約につ いて

〇議長 (榮 哲治君)

日程第20、議案第28号、令和3年度第1回電算用関連機器共同調達の物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

「町長隈崎悦男君登壇】

〇町長 (隈崎悦男君)

ただいま上程されました議案第28号、令和3年度第1回電算用関連機器共同調達の物品売買 契約の締結について御説明申し上げます。

財産の取得について。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 契約の内容ですが、契約目的は、令和3年度第1回電算機器共同調達物品売買契約。契約の 方法は指名競争入札。契約金額は632万2,580円。契約の相手方は、鹿児島市東開町4の104、 株式会社南日本情報処理センター 代表取締役中村洋でございます。

指名業者につきましては、南国システムサービス株式会社、株式会社日立システムズ南九州 支店、富士電通株式会社、株式会社南日本情報処理センター、ユニバーサルソフト株式会社の 5社でございます。

電算用機器共同調達につきましては、鹿児島県市町村行政推進協議会が各市町村の電算関連 経費の削減を図るため実施している事業であります。また、本議案については、昨今のコロナ 禍における行政業務の遂行に資するための端末購入となっております。

以上、説明を申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長 (榮 哲治君)

これから質疑を行います。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。 これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

討論なしと認めます。

これから、議案第28号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認め、したがって、議案第28号、令和3年度第1回電算用関連機器共同調達の物品売買契約の締結については可決されました。

△ 日程第21 議案第29号 小型動力ポンプ付水槽車の物品売買契約の締結について

〇議長(榮 哲治君)

日程第21、議案第29号、小型動力ポンプ付水槽車の物品売買契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、隈崎悦男君。

[町長隈崎悦男君登壇]

〇町長 (隈崎悦男君)

ただいま上程されました議案第29号、小型動力ポンプ付水槽車の物品売買契約の締結について御説明申し上げます。

財産の取得について。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 契約の内容ですが、契約目的は、小型動力ポンプ付水槽車購入。契約の方法は指名競争入札。 契約金額は5,995万円。契約の相手方は、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二でございます。

指名業者につきましては、株式会社ナカムラ消防化学、株式会社鹿児島消防防災、鹿児島森田ポンプ株式会社の3社でございます。

なお、納品につきましては、令和4年3月31日を予定しております。

小型動力ポンプ付水槽車については購入後24年が経過しており、車体の経年劣化及び修繕も増えており、災害現場で安全確実な活動を行う上で小型動力ポンプ付水槽車の更新が必要となっております。

以上、御審議の上、議決していただきますようよろしくお願いいたします。

〇議長(榮 哲治君)

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。 これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

討論なしと認めます。

これから、議案第29号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、議案第29号、小型動力ポンプ付水槽車の物品売買契約の締結については可決されました。

- △ 日程第22 陳情第1号 島外への治療費、検査の為の渡航費に関する陳情について
- △ 日程第23 陳情第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上 げをはかるための、2022年度政府予算にかかる意見書採択の陳 情について

〇議長(榮 哲治君)

日程第22、陳情第1号、島外への治療費、検査の為の渡航費に関する陳情についてから、陳 情第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、 2022年度政府予算にかかる意見書採択の陳情については、お手元に配付してあります議案付託 一覧表のとおり、所管の各常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月17日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時10分

令和3年第2回喜界町議会定例会

令和3年6月17日

(第2日)

令和3年第2回喜界町議会定例会 令和3年6月17日(木曜日) 午前9時30分開議

1. 議事日程(第2号)

[各常任委員長報告]

○日程第1 議案第25号 令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号)について

「総務文教常任委員長報告]

- ○日程第2 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- ○日程第3 議案第27号 喜界町固定資産評価審査委員会条例及び喜界町職員の服務の宣誓に 関する条例の一部を改正する条例について

[総務文教常任委員長報告]

- ○日程第4 陳情第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを はかるための、2022年度政府予算にかかる意見書採択の陳情につい て
- ○日程第5 発議第1号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書(案)
- ○日程第6 発委第1号 喜界町議会会議規則の一部を改正する規則について
- ○日程第7 発委第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充にかかる意見書 (案)について
- ○日程第8 議員派遣の件について
- ○日程第9 常任委員会の閉会中の継続審査の件について
- ○日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員(11名)

議席番号		氏		名		諄	食席番号		氏		名	
1番	土	岐	和	貴	君		2番	米	田	信	也	君
3番	生	島	常	範	君		5番	倉	橋	博	都	君
7番	野	間	弘	也	君		8番	良	岡	理-	一郎	君
9番	河	上	弘	仁	君		10番	幸		_	美	君
11番	生	駒		弘	君		12番	安	田	英沙	欠郎	君
13番	榮		哲	治	君							

1. 欠席議員(1名)

6番 榮 優 太 君

1. 出席事務局職員

事務局長來 和法君 事務局長補佐竹內 功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

名 氏 名 名 職名氏 副 町 長 金 江 長、隈、崎、悦、男、君 茂君 教 育 長 久 保 康 治 君 総務課長吉沢伸一君 町民税務課長 富 充 弘 君 企画観光課長 中 村 幸 雄 君 保健福祉課長 吉 行 進 君 税 対 策 監 岩 松 利 和 君 まちづくり課長 徳 勝志 君 農業振興課長 武 藤 裕 和 君 教委事務局長 菊 地 典 子 君 会 計 管 理 者 竹 内 功 君 あゆみ幼稚園長 乾 みち子 君 喜界分署長 徹島 一秀 君

△ 開 議 午前 9時30分

〇議長(榮 哲治君)

おはようございます。開会前でありますが、皆様おそろいですので開会します。これより本 日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第 1 議案第25号 令和 3 年度喜界町一般会計補正予算(第 2 号)について ○議長(榮 哲治君)

日程第1、議案第25号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号)について議題とします。

各委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

〇総務文教常任委員長(生駒 弘君)

おはようございます。

去る6月9日、本会議において総務文教常任委員会に付託されました議案第25号、令和3年 度喜界町一般会計補正予算(第2号)の審査が終了しましたので報告をいたします。

当委員会は6月10日、委員会を開催し、審査日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課 長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第25号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に9,110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,836万8,000円とするものです。

総務課分について。歳入は7ページ、款19繰入金、項1基金繰入金は1,646万4,000円の増額。 款21諸収入、項4雑入、総務課分2,118万6,000円の増額は、一般コミュニティー助成事業 440万円、その他雑入1,678万6,000円です。

歳出は8ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理1,678万6,000円の増額は、造成工事で、防災食育センター横のオープンスペースに隣接する農地4筆分の造成工事です。現在、農地の所有者は町であるので、造成工事終了後、徳洲会のほうに造成工事分を納入してもらいます。

目13諸費440万円の増額は、宝くじ助成事業で、島中、滝川集落で190万円と、赤連集落250万円です。

次に、企画観光課所管分。歳入は7ページ、款21諸収入、項4雑入、企画観光課分800万円の増額は、国立公園滞在型ツアー推進事業費です。

歳出は8ページ、目26地域おこし協力隊費382万9,000円の減額は、ジオパーク推進事業費への予算組替えです。

目30移住促進事業費300万円の増額は、当初、教育費で島中教員住宅の解体撤去費を計上していたが、移住施策に必要ではないかということで、教育費から組み替えるものです。施設改修費として130万円、浄化槽用地購入費で170万円です。

目35新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費400万1,000円の増額は、9月末に東京で喜界島フェアを開催する予定で、物産や離島留学相談コーナーなどを設ける予定です。

10ページ、款6商工費、項1商工費、目2観光費44万6,000円の増額は、テーバルバンタの 伐採手数料です。

目3ジオパーク推進事業費482万9,000円の増額は、公民館講座におけるジオパークガイド養成に係る161万円を減額して、ジオパーク申請に向けた業務委託643万9,000円の中に計上するものです。

目6国立公園滞在型ツアー推進事業820万円の新設は、環境省の事業で、補助率は100%です。 国立公園滞在型ツアー推進事業費の備品630万9,000円は何を購入するのかとの質疑に、eサイクル12台、テント、ハンモック等です。

次に、町民税務課所管分。歳出は8ページ、款2総務費、項1総務管理費、目8支所費36万5,000円の増額は、浄化槽の修繕料です。

9ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費9万9,000円の増額は、納骨 堂検討委員への報償金です。

目2火葬場費66万円の増額は、床置き型冷房の購入費です。

款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 3 廃棄物処理施設整備費 4,140万4,000円の新設は、最終処分場 実施設計委託料です。

次に、教育委員会事務局所管分。歳出は11ページ、款 9 教育費、項 3 中学校費、目 1 中学校費300万円の減額は、島中教員住宅を解体撤去する予定であったが、企画観光課のほうで改修して移住促進事業として使用するので、組み替えるものです。

項6保健体育費、目1保健体育総務費46万円の増額は、室内土俵の購入費です。

以上で審査を終了し、討論なく、議案第25号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号) は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長 (榮 哲治君)

続いて、産業福祉常任委員長の野間弘也君。

[產業福祉常任委員長野間弘也君登壇]

〇産業福祉常任委員長 (野間弘也君)

続きまして、産業福祉常任委員長委員長報告をいたします。

去る6月9日、本会議において当委員会に付託されました議案第25号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号)の審査概要について報告いたします。

当委員会は、委員全員出席の下、審査期間を6月10日の1日間と定め、審査では担当課長の 出席を求め、審査を行いました。

令和3年度喜界町一般会計補正予算は、予算総額に歳入歳出それぞれ9,110万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ63億8,836万8,000円とするものです。

まず、農業振興課分について。ページは10ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目8畜 産振興費補正額182万7,000円の増額は、畜産基盤再編総合整備事業負担金で、農家負担分の概 算補正との説明があり、委員から、申請農家数と1件当たりの農家負担額の質疑に、4件で、 負担額は農家によって異なるとの答弁でした。

同じく10ページ、目17農地費補正額400万円増額について、需用費の修繕料200万円は、農道の路肩の維持補修費で、原材料費の200万円は農道の区画線設置のための補正との説明がありました。

次に、保健福祉課分について。ページは9ページ、款3民生費、項3児童福祉費、目5子育 て世帯生活支援特別給付金給付事業費補正額522万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、低所得者の子育て世代に対し、その実情を踏まえ生活の支援を行うための事業です。給付額は児童1人当たり一律5万円で、支給対象者については、今年度5月までに給付を受けられた以外の世帯で、①児童手当または児童扶養手当の支給を受けている方で住民税均等割が非課税である世帯、令和3年4月以降、令和4年2月末までに生まれる新生児も対象となります。②、①のほか、対象児、令和3年3月31日時点で18歳未満の子、障がい児については20歳未満の養育者で令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税世帯と同様の事情にあると認められる子育て世帯も対象となります。①の対象世帯の方については申請は不要ですが、②の対象世帯の方については申請が必要となります。そのため、当局から広報紙やホームページ、防災無線等で周知を図るとの説明がありました。

委員から、申請の期限についての質疑があり、申請期限は令和4年2月28日までとのことです。

なお、給付金ほかシステム改修費等にかかる経費全てが、国庫補助金となります。

以上で審査を終了し、討論に入りました。討論はなく、全会一致で可決するべきものと決定 いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(榮 哲治君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

米田信也君。

〇2番(米田信也君)

総務文教委員長の報告からですが、廃棄物処理施設整備費の4,140万4,000円の内容をお伺い したいのと、4,100万円というのが妥当な金額なのかというのをお伺いしたいと思います。

〇議長 (榮 哲治君)

総務文教常任委員長、生駒 弘君。

〇総務文教常任委員長(生駒 弘君)

お答えいたします。

最終処分場の総工事費が約13億円ですので、4,140万4,000円というのは約3%に当たっていますので、そんなに高い設計料とは思いません。既存の計画内容の精査、見直しに420万円、それから最終処分場実施計画業務が2,508万円、浸出水処理施設発注仕様書作成業務に836万円、消費税を込めて4,140万4,000円となっています。

以上です。

〇議長(榮 哲治君)

ほかに質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(榮 哲治君)

これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第25号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号)については委員 長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、議案第25号、令和3年度喜界町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

△ 日程第3 議案第27号 喜界町固定資産評価審査委員会条例及び喜界町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

〇議長(榮 哲治君)

日程第2、議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてから、日程第3、議案第27号、喜界町固定資産評価審査委員会条例及び喜界町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

〇総務文教常任委員長(生駒 弘君)

報告いたします。

議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、公共的施設の町道 前満盛線改良事業、長寿命化事業、農業基盤整備促進事業、消防施設整備事業、農業集落排水 機能強化対策事業、畑地帯総合整備事業、農業施設整備事業、国立公園整備事業の変更による ものです。

続いて、議案第27号、固定資産評価審査委員会条例及び喜界町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、喜界町固定資産評価審査委員会条例及び喜界町職員の服務の宣誓に関する条例を国の押印の見直し方針に基づき改正するものです。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で審査を終了し、討論なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

〇議長(榮 哲治君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

討論なしと認めます。

これから、議案第26号から議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第26号から議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに 御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、議案第26号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてから議案第27号、喜界町固定資産評価審査委員会条例及び喜界町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 陳情第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上 げをはかるための、2022年度政府予算にかかる意見書採択の陳 情について

〇議長(榮 哲治君)

日程第4、陳情第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを はかるための、2022年度政府予算にかかる意見書採択の陳情について議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、生駒 弘君。

[総務文教常任委員長生駒 弘君登壇]

〇総務文教常任委員長(生駒 弘君)

報告いたします。

陳情2号、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、 2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、審査が終了しましたので報告をいたしま す。

陳情者は喜界町志戸桶4588の1、濵崎くみ子氏であります。陳情の内容は、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施することと、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担割合を引き上げることを求めるものであります。

各委員の意見は、子供の教育環境の充実につながるもので必要であるとのことで、当委員会

は、陳情2号の願意は妥当であると認め、討論なく、採択すべきものと決定いたしました。 以上で報告を終わります。

〇議長 (榮 哲治君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

討論なしと認めます。

これから、陳情第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第2号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算にかかる意見書採択の陳情については、委員長報告のとおり採択されました。

△ 日程第5 発議第1号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に 進めるための意見書(案)

〇議長(榮 哲治君)

日程第5、発議第1号、学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書(案)について、生駒 弘君ほか3名より提出されております。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明並びに委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、発議第1号については、提出者の趣旨説明並びに委員会 付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続などにつきましては一任いただき たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△ 日程第6 発委第1号 喜界町議会会議規則の一部を改正する規則について

〇議長(榮 哲治君)

日程第6、発委第1号、喜界町議会会議規則の一部を改正する規則について、議会運営委員 長より提出されておりますので議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については、提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (榮 哲治君)

討論なしと認めます。

これから、発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 発委第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充にかかる意

見書(案)について

〇議長 (榮 哲治君)

日程第7、発委第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充にかかる意見書 (案)について、総務文教常任委員長より提出されておりますので議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発委第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、発委第2号については、提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

討論なしと認めます。

これから、発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、発委第2号については原案のとおり可決されました。 ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続などにつきましては一任いただき たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△ 日程第8 議員派遣の件について

〇議長(榮 哲治君)

日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにした いと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決 定いたしました。 なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

△ 日程第9 常任委員会の閉会中の継続審査の件について

〇議長(榮 哲治君)

日程第9、常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業福祉常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申請書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすること に決定いたしました。

△ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

〇議長(榮 哲治君)

日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(榮 哲治君)

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること に決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前 9時58分

地方自治法第123条第2項	5の担党シャトル	アンア型ターフ
四月日后法第173余弟7年	ヨ ノノ 大見 エト バニューリ	、、に考知する。

喜界町議会議長	
喜界町議会議員	
喜界町議会議員	

参 考 資 料

(意 見 書 一 覧)

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に 進めるための意見書

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められております。

また、これらのハード面の取り組みに加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配布、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、すべての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められます。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要です。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が 危惧されます。そこで、各自治体において、Society5.0時代を生きる子どもたちに相応しい教育 を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランス フォーメーション(以下、DX)の実現に向けて取り組んでいくべきです。そのために、以下の事 項について迅速に対応することを強く求めます。

記

- 一、情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育DXに対応する教職員研修のあり方について 検討を進めること。
- 一、システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とそのあり方について検討を進めること。
- 一、様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統 一規格について検討を進めること。
- 一、よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に 付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月17日 鹿児島県喜界町議会 議長 榮 哲治

内閣総理大臣菅義偉殿財務大臣麻生太郎殿文部科学大臣萩生田光一殿総務大臣武田良太殿

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編成標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、新型コロナウィルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自 治体として定数改善にむけた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準 の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備 は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2. 教育の機会均等と水準の維持・向上をはかるため、地方財政を確保したうえで義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年6月17日 鹿児島県喜界町議会 議長 榮 哲治

衆議院議長大島 理森 殿参議院議長山東 昭子 殿内閣総理大臣菅 義偉 殿財務大臣麻生 太郎 殿総務大臣武田 良太 殿文部科学大臣萩生田光一 殿

各委員会議案付託一覧表

委員会別		付	託	案	件	
総務文教 常任委員会	議案第25号 議案第26号 議案第27号 陳情第2号	辺地に係る 喜界町固定 宣誓に関す 教職員定数	5公共的施設(三資産評価審金 一る条例の一番 なの改善及び いるための、2	の総合整備計 査委員会条例 部を改正する 義務教育費国	(第2号)に 画の一部変更 及び喜界町暗 条例について 庫負担制度負 予算にかかる	について 員の服務の ・ 担率の引き
産業福祉 常任委員会	議案第25号 陳情第1号		.,.,,		(第2号)に に関する陳情	